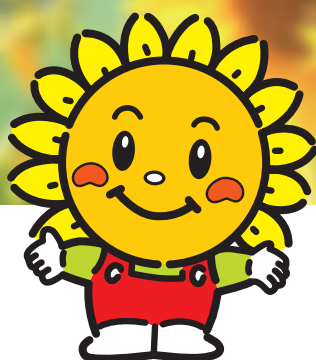


2026

# 協同のあゆみ

第78回 通常総代会資料

令和8年6月24日(水)



ひと・夢 いいね。  
 **JAひまわり**



# J A 理念

## 存在理念

### くらしをみつめる

組合員や地域の人々とのつながりを大切に  
生涯を通じた快適な暮らしを支援する。

基本思想

## 経営理念

### 組合員の営農と生活に対して 『最大奉仕』を目指す

事業展開の過程およびその結果において  
経済的・文化的・精神的豊かさを創造する。

## 行動理念

### 協同の原点に立ち返り 農業とそこに住む人々のかけ橋になる

役職員一人ひとりが“誰のために何のために”  
事業活動を行っているかを考え、自己の役割に  
責任を持ち、積極的に業務遂行する。

基本  
コンセプト

# 第78回

## ひまわり農業協同組合通常総代会

と き：令和8年6月24日(水)

ところ：豊川市文化会館

### 次 第

1. 開会の辞
2. 組合長あいさつ
3. 来賓祝辞
4. 議長選任
5. 書記指名
6. 議 事
7. 閉会の辞

総 代 定 数	500 名
現 在 総 代 数	名
本 人 出 席	名
書 面 出 席	名
委 任 状 出 席	名
合 計	名

# 第78回通常総代会上程議案

(議決権行使のための総会参考書類)

## 報告事項 1

**令和7年度の貸借対照表、損益計算書、注記表の内容及び附属明細書並びに会計監査人の監査報告及び監事の監査報告について** (P.22～26、P.28～31)  
別紙のとおり報告します。

なお、注記表及び附属明細書については、法令及び定款第38条第5項に基づき、当組合ホームページ ([https://ja-himawari.com/rinen/deta\\_history/vol78\\_soudaikai/](https://ja-himawari.com/rinen/deta_history/vol78_soudaikai/)) に掲載しており、本総会参考書類及び決算関係書類には掲載していません。

## 決議事項

**第1号議案 令和7年度の事業報告及び剰余金処分案について** (P.4～21、P27)  
令和7年度の事業報告及び剰余金処分案を確定させるために、別紙のとおり承認を求めます。

**第2号議案 宅地等供給事業実施規程の一部変更について**  
別紙のとおり承認を求めます。 (P.33～34)

**第3号議案 令和8年度事業計画の設定について** (P.35～55)  
令和8年度事業計画を設定するために、別紙のとおり承認を求めます。

**第4号議案 役員を選任について** (P.56～62)  
本総代会の終結をもって現役員全員が任期満了となることに伴い、理事25名、監事5名を別紙のとおり選任します。  
なお、監事の議案については、監事の過半数の同意を得ています。

**第5号議案 令和8年度における理事及び監事の報酬額について**  
次のとおり承認を求めます。

①昨年度の支給実績及び事業実績、経済情勢の変化等諸般の事情を考慮し、令和8年度における理事の報酬については総額7,000万円以内とし、各理事の報酬額、支払方法等についてはその範囲内において理事会に一任します。

なお、理事は25名です。

②昨年度の支給実績及び事業実績、経済情勢の変化等諸般の事情を考慮し、令和8年度における監事の報酬については総額1,800万円以内とし、各監事の報酬額、支払方法等についてはその範囲内において監事の協議に一任します。

なお、監事は5名（うち員外監事は1名）です。

**第6号議案 退任役員に対する役員退職慰労金の支給について** (P. 63~64)

別紙に記載する役員13名は本総代会の終結をもって退任します。それぞれの在任中の労に報いるため、役員退職慰労金を支給することについて、次のとおり承認を求めます。

退任役員各氏の略歴は別紙のとおりです。

- ①理事経験がある退任役員に対し、役員退職慰労金規程に基づき、理事在任期間に応じて総額1,452万円の退職慰労金を支給することとします。なお、具体的金額、支給時期及び方法等については、理事会に一任します。
- ②監事経験がある退任役員に対し、役員退職慰労金規程に基づき、監事在任期間に応じて総額654万円の退職慰労金を支給することとします。なお、具体的金額、支給時期及び方法等については、監事の協議に一任します。

**第7号議案 農産物の受検及び代金等の受領手続きの委任について**

次の権限をこの組合に委任することについて承認を求めます。

- ①令和7年産及び令和8年産米麦並びに大豆等農産物の受検に関する一切の権限
- ②令和7年産及び令和8年産米麦並びに大豆等農産物の売渡し等に関して、政府並びに米穀安定供給確保支援機構等からの売渡代金、補助金等の交付申請、請求、受領及び返還に関する一切の権限
- ③豊川市からの補助金の交付申請、請求、受領及び返還に関する一切の権限

**附帯決議（案）** この総代会において決議した事項のうち、権利義務に関係しない軽微な事項の修正及び違算・誤字の訂正並びに法令その他行政庁の指示等により補正変更を必要とする場合には、その主旨に反しない範囲内においてその変更を理事会に一任します。

**報告事項2 J Aバンク基本方針の一部変更について** (P. 65~84)

別紙のとおり報告します。

以上のとおり提案します。

令和8年6月24日

ひまわり農業協同組合  
代表理事組合長 今泉 秀哉

## 第1号議案資料

# 令和7年度の事業報告及び剰余金処分案について

## 令和7年度 事業報告

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

### 1. 組合の事業活動の概況に関する事項

#### (1) 事業の全般的概況

世界経済においては、中東地域における緊張の高まりにより、先行き不透明な状況が続いています。また、物価の持続的な上昇は世界各国で状況に差がみられるものの、その圧力は依然として広範に及んでいます。こうした中、世界的に金利は高い水準で推移するとともに、為替市場においては円安基調が継続し、エネルギーや輸入資材価格への影響が広がるなど、国内経済にも影響を及ぼしています。

農業面では、気候変動による生育環境への影響に加え、生産資材価格の高騰が続いており、農業経営は依然として厳しい状況にあります。

このような状況の中、令和7年度におきましては、販売品販売総取扱高107億円、購買品供給総取扱高44億円、貯金残高3,341億円、貸出金残高760億円、長期共済保有高5,813億円の実績を挙げる事ができました。

以上の成果を挙げる事ができましたことは、組合員の皆様方の力を協同活動へ結集していただいた賜物と心から感謝申し上げます。

#### (2) 当該事業年度末日における主要な事業活動の内容と成果

##### ① 営農部門

- J Aひまわり自己改革工程表および中期総合計画に基づき、「肥料・農薬の予約購買利用率の向上」「契約販売・予約相対取引の拡大」「労働力支援の強化」等に取り組みました。(自己改革工程表P.48、49)
- 農業者の労力軽減のため、農協観光との連携のもと農福ポート(大葉の出荷調整作業場)の拡大を図り、旧中部営農センターに市内3拠点目を開設しました。
- 産直店舗における出荷会員数および出荷量の増加に向けて、准組合員が出荷できる体制を整備しました。
- 新たな技術導入支援を通じた出荷量の増加及び品質向上のため、生産性向上対策支援事業を実施し、総額2,259万円の支援を行いました。

## ②生活部門

- 家族葬ニーズに対応するため、家族葬専用ホールの設置および専用プランの導入を行いました。
- 介護福祉事業の安定的なサービス提供に向けて、Web求人サービスの活用や資格取得支援により、介護スタッフの確保につなげました。
- 定期的なイベントの開催と訪問活動によるガス器具点検を通じて、LPガス利用の維持・拡大を図りました。
- 土地仲介・分譲の展開に向けて、建設業者への訪問活動を通じて利用者ニーズの把握に努めるとともに、提案活動の強化に取り組みました。

## ③金融共済部門

- 資産形成ニーズに対応するため、金融渉外を中心とした「よりそい活動」により、幅広い相談業務に取り組みました。
- 営農部との連携による農業融資に関する情報共有と、農業者への定期的な面談を通じて、農業資金ニーズへの対応を進めました。
- ライフアドバイザー（LA）トレーナーの設置により、LAの3Q訪問活動の徹底を図り、利用者目線に立った訪問活動に取り組みました。
- 支店活動や支店まつりを通じて、地域住民や若年層との接点づくりを進め、将来の利用者基盤の拡大に取り組みました。

## ④管理部門

- JAひまわり自己改革工程表および中期総合計画に基づき、「経営基盤の確立・強化」「組合員との対話・意思反映」に取り組みました。（自己改革工程表P.48、49）
- 「まりくんフェスタ」「わい！わい！農園」「食育キャラバン隊」などの食農教育や地域イベントの開催を通じて、地域農業とJAへの理解促進に取り組みました。
- 東三河地区3JA（愛知東・ひまわり・蒲郡市）での合併協議について、理事会等で様々な議論を行ってきましたが、令和7年度においては、合併推進協議会設置に至りませんでした。合併協議は、これからも継続して取り組みます。

## ②事業の経過報告

月 日	名 称	処 理 事 項
4月17日	みのり監査法人監査	・ 期末監査Ⅱ（預金、有価証券等の実在性と評価の検証等）
4月23日～5月9日 （うち4日間）	監事監査	・ 令和6年度決算監事監査
4月28日	監事会	・ 会計監査人の再任について協議決定 他
4月28日	定例理事会	・ 第77回通常総代会上程議案について承認 他 ア. 令和6年度の貸借対照表、損益計算書、注記表の内容及び附属明細書 イ. 令和6年度の事業報告及び剰余金処分案
5月1日	代表理事と監事との定期的 会合	・ 令和6年度内部統制システムの運用状況確認
5月9日	監事会	・ 令和6年度決算監事監査実施報告書について（事前協議） 他
5月13日～16日	みのり監査法人監査	・ 期末監査Ⅱ（監査対象計算書類等の監査）
5月19日・20日	J A 愛知中央会監査	・ 期末監査（事業報告書並びにその附属明細書等の適正性の検証）
5月30日	監事会	・ 令和6年度決算監事監査実施報告書について協議決定 他
5月30日	定例理事会	・ 第77回通常総代会上程議案について承認 他
6月13日	監事会	・ J Aバンク基本方針に基づく令和6年度の「財務モニタリング報告」・「体制整備モニタリング報告」に対する監事の意見書について協議決定 他
6月25日	監事会	・ 令和7年度監事報酬額について協議決定
6月25日	定例理事会	・ 業務報告書について承認 他
6月30日	J A 愛知中央会監査	・ 期中監査予備調査
7月18日	みのり監査法人監査	・ 期中監査Ⅰ（組合の状況確認等）
7月31日	監事会	・ 内部監査結果報告（第1四半期）
7月31日	定例理事会	・ 定款第55条第1項第19号に基づく説明書類（ディスクロージャー誌）について承認 他
8月27日	監事会	・ 令和7年度仮決算監事監査について（事前協議）
8月27日	定例理事会	・ 農協法における理事構成の基準について承認 ・ 総代・運営協議会委員及び役員推薦手続きについて承認 他
9月8日～12日	みのり監査法人監査	・ 期中監査Ⅰ（経営者ディスカッション及び監事コミュニケーション、組合の状況確認等、ウォークスルー調査、リスク評価手続、IT統制評価等）
9月29日	監事会	・ 令和7年度仮決算監事監査について協議決定 他
9月29日	定例理事会	・ 令和7年度仮決算基準について承認 他

月 日	名 称	処 理 事 項
9月30日	監事監査	・ 令和7年度仮決算監事監査（現金、棚卸資産等の実在性と評価の妥当性の検証）
10月14日	代表理事と監事との定期的会合	・ 令和7年度内部統制システムの運用状況確認
10月24日～11月4日 （うち4日間）	監事監査	・ 令和7年度仮決算監事監査
10月28日～31日 （うち3日間）	J A 愛知中央会監査	・ 期中監査（内部統制状況の検証等）
10月29日	監事会	・ 内部監査結果報告（第2四半期）
10月29日	定例理事会	・ 令和7年度不良債権処理方針について承認 他
11月6日	監事会	・ 令和7年度仮決算監事監査実施報告書について（事前協議） 他
11月28日	監事会	・ 令和7年度仮決算監事監査実施報告書について協議決定 他
11月28日	定例理事会	・ 職員給与規程の一部改定について承認 他
12月22日・23日	みのり監査法人監査	・ 期中監査Ⅱ（内部統制整備状況の確認等）
12月29日	監事会	・ 常勤監事報告
12月29日	定例理事会	・ 組合長トップメッセージの発信について（マネロン・金融犯罪対策への取組強化）承認 他
1月7日～16日 （うち4日間）	愛知県検査	・ 農業協同組合法第94条第4項に基づく常例検査（全面検査）
1月29日	監事会	・ 内部監査結果報告（第3四半期）
1月29日	定例理事会	・ 第78回ひまわり農業協同組合通常総代会の開催について承認 ・ 新産直施設整備計画の中止について承認 他
2月12日～16日 （うち3日間）	みのり監査法人監査	・ 期中監査Ⅱ（内部統制運用評価手続の確認等）
2月26日	監事会	・ 令和8年度監事監査方針・監査計画について協議決定
2月26日	定例理事会	・ 第11次中期総合計画・総合施設整備計画（令和6年度～令和8年度）について承認 ・ 令和7年度事業利益計画値の変更について承認 ・ 総代選挙管理者等の選任について承認 他
3月17日～19日	みのり監査法人監査	・ 期中監査Ⅲ（資産自己査定に係る監査）
3月30日	監事会	・ 令和7年度決算監事監査について協議決定

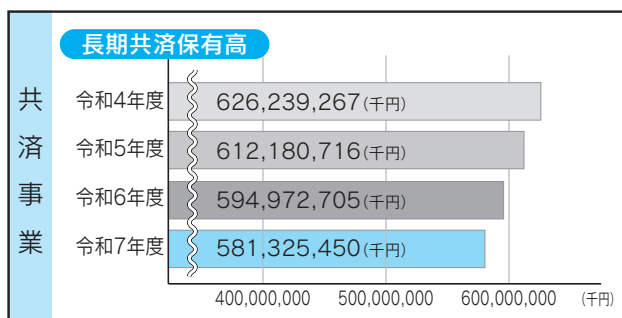
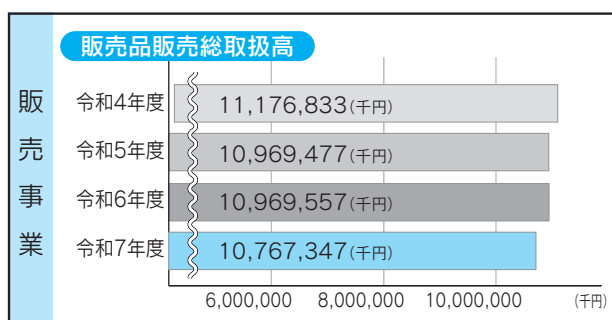
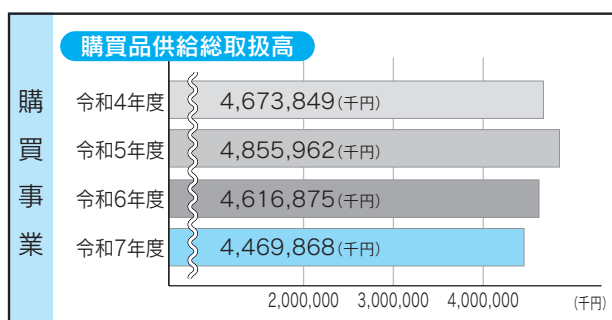
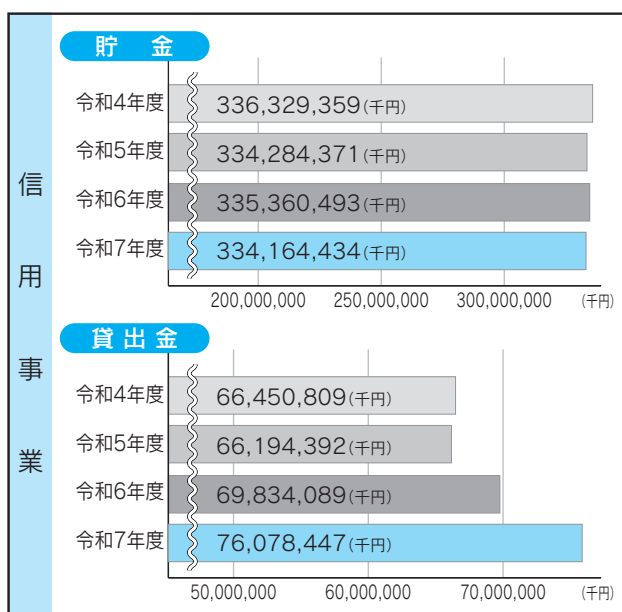
月 日	名 称	処 理 事 項
3月30日	定例理事会	・第11次中期総合計画損益計算書（令和8年度計画）及び損益シミュレーションについて承認 他
3月31日	監事監査	・令和7年度決算監事監査（現金、棚卸資産等の実在性と評価の妥当性の検証）
3月31日	みのり監査法人監査	・期末監査Ⅰ（現金実査・棚卸資産等の実在性及び評価の妥当性の検証）

月 日	主 な 取 り 組 み
4月6日	わい！わい！農園入園式
4月17日	女性部総会・大会
4月22日	J Aひまわり杯ゴルフ大会
4月24日	ひまわりたすけあいの会総会
4月26日	グリーンセンター・産直ひろば・Aコープ「春の感謝祭・緑花まつり」
5月24日・25日	豊川市民まつり「おいでん祭」
6月4日	女性部レクリエーション大会
6月14日	ひまわり水守森林活動
6月25日	第77回通常総代会
7月23日～25日	支店活動「まりくんの夏休み見守りDAY」
7月25日	青年部通常総会、役職員・青年部の意見交換会
7月27日	生活部「くらしの元気まつり」
8月6日	地域営農ビジョン促進協議会
8月7日	なつまつり
9月11日	女性大学すこやかセミナー（全6回）
9月14日・21日	J Aひまわりカップサッカー大会（決勝21日）
10月7日	豊川市へ令和8年度農業政策要望書提出
10月7日	女性部ソフトバレーボール大会
11月8日	東京シティ青果にて東三温室園芸農業協同組合・豊川市と合同トップセールス
11月11日	年金友の会グラウンドゴルフ大会
11月12日～12月3日	組合員集会（23会場）
11月16日	わい！わい！農園収穫祭・卒園式
11月19日	女性大学フレッシュセミナー（全2回）
11月23日	グリーンセンター・産直ひろば・Aコープ「秋の収穫祭」
11月26日・27日	年金友の会1泊旅行「山梨県 石和温泉」
12月7日	わい！わい！花育教室
1月10日・11日	J Aひまわり杯少年野球大会（決勝11日）
1月21日	豊川市議会議員との農政懇談会
1月31日	まりくんフェスタ
2月4日	地域営農ビジョン促進協議会
2月5日	年金友の会ボウリング大会
2月7日	羽田空港・ライフ大崎ニューシティ店にて愛知県知事と合同トップセールス
2月18日	女性部ふれあいパーティー

③財務・事業成績の推移

(単位：千円)

区分	項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度(当期)	
財務	事業利益	749,571	537,211	172,180	145,600	
	経常利益	960,958	755,903	387,371	335,928	
	当期剰余金	710,374	223,678	276,091	280,766	
	総資産	366,215,369	363,386,113	363,944,956	362,460,548	
	純資産	24,271,670	23,645,563	22,521,041	21,654,733	
	単体自己資本比率	18.88%	18.65%	17.53%	17.58%	
信用事業	貯金	336,329,359	334,284,371	335,360,493	334,164,434	
	預金	252,151,162	243,910,311	239,525,867	231,500,471	
	貸出金	66,450,809	66,194,392	69,834,089	76,078,447	
	有価証券	国債	8,762,525	8,758,310	6,984,280	7,499,330
		その他	17,685,286	21,949,479	21,869,297	21,320,347
共済事業	長期共済保有高	626,239,267	612,180,716	594,972,705	581,325,450	
	短期共済新契約掛金	976,990	964,631	965,275	988,931	
購買事業	購買品供給総取扱高	4,673,849	4,855,962	4,616,875	4,469,868	
販売事業	販売品販売総取扱高	11,176,833	10,969,477	10,969,557	10,767,347	



(注) 販売品販売総取扱高は、販売品にかかる取扱実績のことで、受託販売品は当組合が実需者へ売り渡した金額、収益認識基準において代理人区分とされた買取販売品は組合員からの販売品受入高に損益計算書上の販売手数料を加算した金額の合計額となります。

#### ④組合が対処すべき重要な課題

新規就農者の育成・確保や生産基盤維持のための営農支援策を具体化するとともに、収支改善を踏まえた持続可能なJA経営基盤の確立・強化、信頼性確保に努めることを重要な課題と位置づけ、あわせてコンプライアンスが浸透した組織となるための内部管理態勢の強化に向け、積極的に取り組んでまいります。

なお、本事業年度における農業所得の増大に関する事項並びに組合の事業運営等に対する准組合員の意見等の反映及び事業の利用に関する事項については、P.48、49の「JAひまわり自己改革工程表」に記載しております。

#### ⑤その他組合の事業活動の概況に関する重要な事項

##### ア 業務の適正を確保するための体制

当組合では、内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。

#### 内部統制システム基本方針

組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、全国農業協同組合中央会がJAグループの経営管理の指針として定める「会員の行動規範」を遵守し、経営戦略の策定および見直し・実践に向け、法令遵守等コンプライアンス態勢・内部管理態勢・持続可能な経営基盤を構築・確立します。そのための内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

##### 1. 理事および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①組合の基本理念および組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ②重大な法令違反、その他法令および組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止および排除に向けた管理体制を整備・確立する。
- ⑤組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
- ⑦業務上知り得た当組合および関連会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

〈運用状況について〉

- ・基本理念およびコンプライアンス規程、倫理綱領、行動規範等を定め、役職員に法令等遵守を周知している。コンプライアンスにかかる具体的な実施計画として「全般統制整備」を毎年度策定し、その進捗状況を各部署が管理、定期的にコンプライアンス委員会にて協議・検討のうえ理事会へ報告している。また、重要な事実を発見した場合の監事・理事会への報告・協議体制を整備している。
- ・マネー・ローンダリング管理システムの導入により随時利用者の動向を注視し、金融犯罪防止の管理態勢を構築している。また、年2回理事会にてマネー・ローンダリングの状況報告することで理事の積極的な関与もはかっている。
- ・組織内の「J A内部通報窓口」と組織外の「愛知県下J Aホットライン」2つの相談窓口の設置・運営により、不法行為の早期発見および改善に努めている。
- ・取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制整備について、内部者取引管理規則を策定し、役職員への周知徹底により対応している。
- ・各事業部門から独立した内部監査部署にて、法令等遵守体制も含めた内部統制の適切性・有効性の検証・評価を実施している。監査の結果については、理事会に報告するとともに、不備事項については速やかに必要な対策を講じている。また、定期的な三者（監事、内部監査人、会計監査人）の打合せに加え、中央会業務監査との情報連携をはかっている。

## 2. 理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ②個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。
- ③サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。

〈運用状況について〉

- ・文書管理規程に基づき、職務執行にかかる文書情報を適切に保存・管理している。
- ・情報セキュリティ基本方針および個人情報保護方針、関連規程等に基づき、重要情報を保存・管理し、重要性に応じてリスクの対応をはかるとともに、サイバーセキュリティ事案の未然防止と発生時の迅速な復旧対応ができるよう態勢を整備している。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ②理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営を取り巻くリスク管理を行う。

〈運用状況について〉

- ・組合をとりまく各リスクを把握、分析、評価し、重要なリスクを理事会で選定したうえで各リスクの指標を定め、そのモニタリングを行い理事会に報告・協議している。

#### 4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ②中期総合計画および同計画に基づく各部門の事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

〈運用状況について〉

- ・職制規程の適宜見直しにより、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員は職務執行を効率的に遂行している。また、第11次中期総合計画に基づく令和7年度事業計画（部門別計画含む）を策定し、月次で進捗管理している。

#### 5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ①監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ②監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③理事や内部監査部門等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかる。

〈運用状況について〉

- ・監事監査を実効的なものとするため、理事会等の重要な会議を通じて、監事に対し情報提供を行うとともに、監事と代表理事との定期的な意見交換の場を設けている。また、内部監査部署は、監事との緊密な連携を通じて監査機能の実効性の向上に努めている。

#### 6. 子会社等における業務の適正を確保するための体制

- ①子会社等における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢が整備され、適正かつ効率的に業務が執行されるよう、必要な助言・指導を行う。
- ②「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- ③「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令およびその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

〈運用状況について〉

- ・子会社等を保有していないため、該当なし。

#### 7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ①会計基準その他法令を遵守し、経理に関する各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ②適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

〈運用状況について〉

- ・ 経理規程や決算基準等を整備し、それらに基づき適切な会計処理を行っている。また、適切な財務諸表を作成する体制を構築するために、決算担当部署である経理電算課に適切な人員を配置するとともに、外部研修への受講等により人材育成に取り組んでいる。
- ・ 財務諸表作成にかかる正確性を検証するために、チェックリスト方式による確認を行うとともに、内部監査部署が決算業務にかかる内部管理体制の適正性・有効性を検証している。これらの過程を経て、適切な財務情報とその適正性、内部監査の有効性について、毎年度、ディスクロージャー誌にて開示等を行っている。

## 8. 県中央会の業務監査、経営相談との連携

当組合の適切な内部統制の構築・運用をはかるため、県中央会の業務監査、経営相談と連携する。

〈運用状況について〉

- ・ 県中央会の業務監査による経営上の重大なリスクに対する統制状況の検証、拠点往査等により、内部統制システムの運用状況について外部目線による評価を受けている。また、県中央会の業務監査の指摘事項について、改善に取り組むとともに、内部監査も活用してその改善状況をフォローしている。
- ・ 経営上の各種課題について、県中央会からの情報提供および経営相談により早期にリスクを認識し、問題解決をはかっている。

## 2. 組合の運営組織の状況に関する事項

### (1) 総代会の開催状況及び重要な事項の決議状況

第77回通常総代会（令和7年6月25日午前10時開催）

総代会日現在総代数		608名
出席総代数	実際に出席した総代	77名
	代理人	一名
	書面	392名
	計	469名

#### 重要な議事及び決議事項

##### 第1号議案

令和6年度の事業報告及び剰余金処分案について

##### 第2号議案

定款、定款附属書役員選任規程及び定款附属書総代選挙規程の一部変更について

##### 第3号議案

令和7年度事業計画の設定について

##### 第4号議案

令和7年度における理事及び監事の報酬額について

##### 第5号議案

農産物の受検及び代金等の受領手続きの委任について

#### 附帯決議（案）

この総代会において決議した事項のうち、権利義務に関係しない軽微な事項の修正及び違算・誤字の訂正並びに法令その他行政庁の指示等により補正変更を必要とする場合には、その主旨に反しない範囲内においてその変更を理事会に一任します。

上記の議案は原案のとおり承認可決されました。

## (2) 組合員の状況

## ①組合員の数及びその増減

(単位：組合員数)

資格区分	前期末	当 期 入 加	当 期 脱 退					当期末	増 減	
			持分全部 の譲渡	資 格 喪 失	死亡又 は解散	除 名	合 計			
正組合員	個 人	6,853	92	17	9	243	-	269	6,676	△ 177
	法 人	農事組合法人	-	-	-	-	-	-	-	-
		その他の法人	35	3	-	-	-	-	-	38
准組合員	個 人	29,006	1,044	163	94	448	-	705	29,345	339
	農業協同組合	1	-	-	-	-	-	-	1	-
	農事組合法人	8	-	-	-	-	-	-	8	-
	その他の団体	29	-	-	-	-	-	-	29	-
合 計		35,932	1,139	180	103	691	-	974	36,097	165
摘要		1. 当期末正組合員戸数		4,961戸						
		2. 当期末准組合員戸数		18,003戸						

## ②出資口数とその増減、その他の出資の状況

(単位：口)

資格区分	前 期 末	当 期 増 加	当 期 減 少	当 期 末		
正組合員	個 人	592,245	10,590	23,342	579,493	
	法 人	農事組合法人	-	-	-	-
		その他の法人	1,261	30	-	1,291
	計	593,506	10,620	23,342	580,784	
准組合員	個 人	773,714	25,900	21,589	778,025	
	農業協同組合	347	-	-	347	
	農事組合法人	212	-	-	212	
	その他の団体	7,704	-	-	7,704	
	計	781,977	25,900	21,589	786,288	
処分未済持分	4,883	5,873	4,883	5,873		
合 計	1,380,366	42,393	49,814	1,372,945		
摘要		1. 出資1口金額		1,000円		
		2. 当期末払込済出資総額		1,372,945,000円		
		3. 1正組合員当たり出資金額		86,503円		
		4. 1組合員の持口最高限度		500口		

(3) 役員の状況

役職名	氏名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	担当その他	農協法第30条第12項に基づく要件
代表理事組合長	今泉 秀哉	常勤	有		実践的な能力を有する者
専務理事	伴野 雅章	〃	無	企画・管理担当、総務委員	実践的な能力を有する者
常務理事	吉村 正則	〃	〃	信用共済事業担当（農協法第30条第3項に規定される専任理事）、総務委員、金融委員	実践的な能力を有する者
〃	木藤 昇一	〃	〃	経済事業担当、総務委員、経済委員	実践的な能力を有する者
理事	安藤 憲史	非常勤	〃	事業所担当理事、総務委員	認定農業者
〃	磯野 一則	〃	〃	事業所担当理事、総務委員	
〃	伊藤 浩巳	〃	〃	金融委員	
〃	今泉 京子	〃	〃	金融委員	実践的な能力を有する者
〃	今泉 教夫	〃	〃	経済委員	認定農業者
〃	大瀧 隆昭	〃	〃	経済委員	
〃	岡本 武志	〃	〃	経済委員	実践的な能力を有する者
〃	小澤 岩次	〃	〃	事業所担当理事、総務委員	認定農業者
〃	河合 宏尚	〃	〃	経済委員	実践的な能力を有する者
〃	酒井 俊明	〃	〃	経済委員長、金融委員	実践的な能力を有する者
〃	杉江 繁宏	〃	〃	事業所担当理事、総務委員	認定農業者に準ずる者
〃	高橋 聖史	〃	〃	事業所担当理事、総務委員	認定農業者に準ずる者
〃	外山 誓子	〃	〃	総務委員、女性部組織代表	実践的な能力を有する者
〃	中西 昌幸	〃	〃	経済委員	認定農業者
〃	中村 敏明	〃	〃	金融委員長、経済委員	実践的な能力を有する者
〃	波多野喜啓	〃	〃	事業所担当理事、総務委員長	実践的な能力を有する者
〃	土方 敏由	〃	〃	金融委員	認定農業者
〃	藤島 則枝	〃	〃	金融委員、経済委員、女性部組織代表	実践的な能力を有する者
〃	村川 和弘	〃	〃	金融委員	
〃	山口 直宏	〃	〃	事業所担当理事、総務委員	認定農業者
〃	山口 雅子	〃	〃	金融委員	実践的な能力を有する者
代表監事	大林 充始	非常勤			
監事	大井 年弘	常勤			
〃	岡田 育子	非常勤			
〃	柿野さと恵	〃		員外監事	
〃	神谷 隆行	〃			
〃	近田 貴	〃			
〃	榊原 利男	〃			
〃	種井 務	〃			

- (注) 1. 農業経営基盤強化促進法第13条第1項に定める認定農業者6名、農業協同組合法施行規則（以下、「施行規則」という。）第76条の2第1項第1号で定める認定農業者に準ずる者2名、農業協同組合法（以下、「農協法」という。）第30条第12項第2号で定める実践的な能力を有する者13名の計21名により、施行規則第76条の2第1項第2号の要件を満たしております。
2. 理事のうち、農協法第30条第12項第2号の規定に該当する者（実践的な能力を有する者）は次のとおりです。当該理事については、経験や実績等から当組合の行う事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有すると判断しております。
- ①当組合および農協組織関係者であり、役員、部・次長以上の経験者、又は営農事業関係に携わったOB・OG。
  - ②国・県において農政、試験研究などの農業に関連する業務に携わった者、又は地方公共団体において農政、農業改良普及、農地管理等の業務に携わった者。
  - ③豊川市農業委員の経験者。
  - ④常時雇用する従業員数が一定規模（50名程度）以上の会社において部長レベル以上の役職を経験した者、又は当組合が行う業務に精通した者。
  - ⑤生産部会代表の経験を有する者。
  - ⑥上記①～⑤に準ずる者。
3. 施行規則第76条の2第1項第1号の規定に該当する者（認定農業者に準ずる者）は次のとおりです。
- イ. 認定農業者である法人の重要使用人、ロ. 認定農業者OB・OG、ハ. 認定農業者の行う農業に従事し、その経営に参画する親族、ニ. 認定就農者、ホ. 経営所得安定対策交付金の対象となる要件を満たす集落営農組織の役員、ヘ. 国・地方公共団体の計画に位置づけられた中心的農業者又はその者の行う農業に従事し、その経営に参画する親族、ト. 指導農業士、チ. 基本構想水準到達者又はその者の行う農業に従事し、その経営に参画する親族、リ. 生産部会等の代表
4. 当組合では、当組合の理事及び監事の全員を被保険者とする農協法第35条の8第1項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約は、被保険者が組合の役員の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用の損害等を補填するものです。

(4) 職員の状況

①職員数の増減その他職員の状況

(単位：人)

区 分		前 期 末	当 期 増 加	当 期 減 少	当 期 末
職 員 数	一 般 職 員	428	49	45	432
	営 農 指 導 員	18	5	3	20
	生 活 指 導 員	3	2	2	3
合 計		449	56	50	455
うち常勤嘱託		113	28	19	122
うち出向者		1	—	—	1
備考		前期末		当期末	
平均年齢		40歳 2月		40歳 2月	
平均勤続年数		16年 7月		16年 9月	

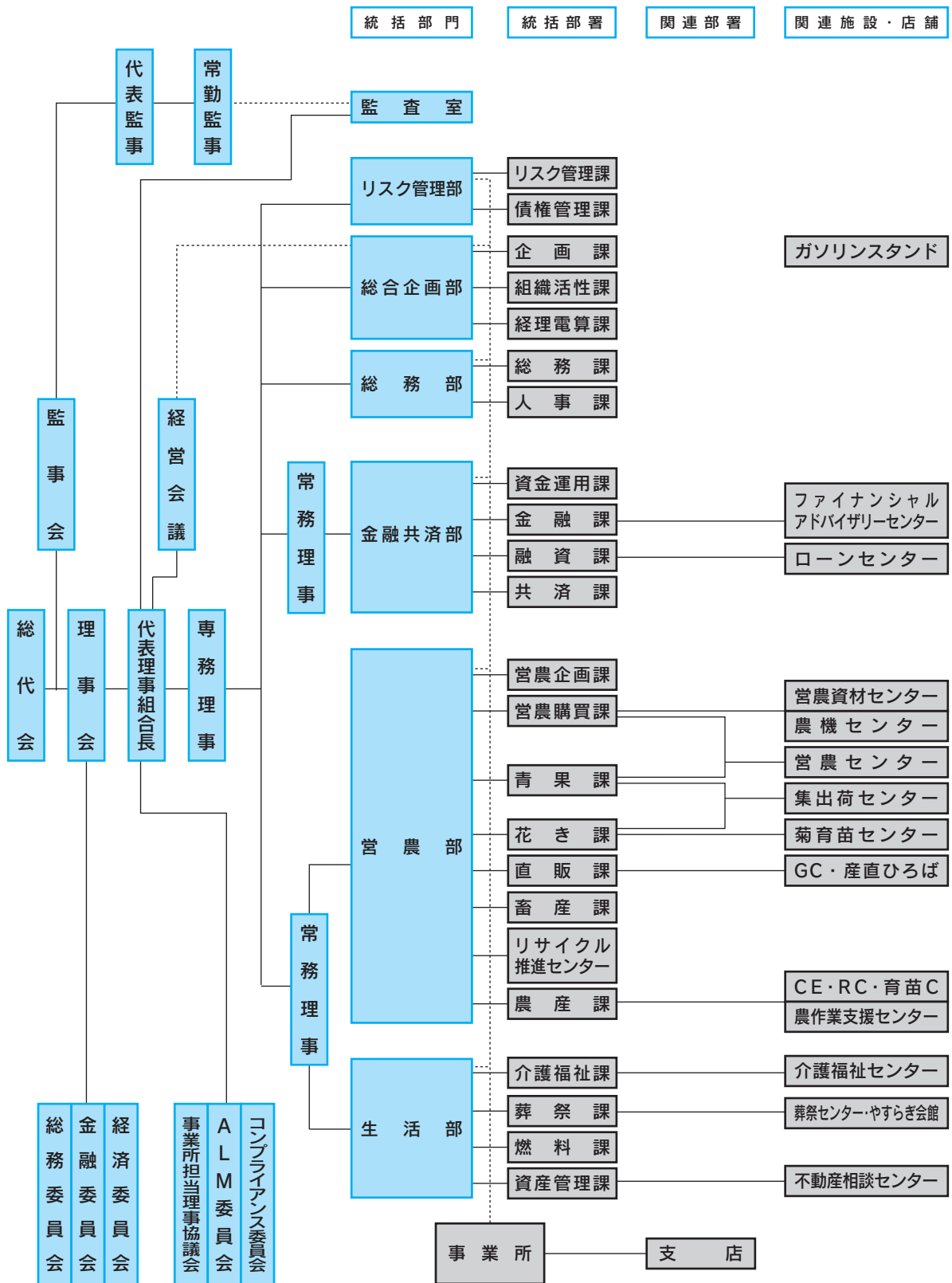
(注) 職員数は、出向者、退職者及び常勤嘱託等を含んでおり、被出向者及び臨時的又は季節的雇用者を含んでいません。

(注) 「平均年齢」及び「平均勤続年数」は常勤嘱託等を除いた値です。

(5) 組織の構成

①組合の機構

(令和8年3月31日現在)



(注) ガソリンスタンドは株式会社J Aあいちエネルギーへ経営移管しています。

## ②組合員組織

(令和8年3月31日現在)

組 織 名	代 表 者	構 成 員 数	組 織 名	代 表 者	構 成 員 数
地 区 運 営 協 議 会	小澤岩次 安藤憲史 山口直宏 杉江繁宏 磯野一則 波多野喜啓 高橋聖史	119名	い ち じ く 部 会	大須賀 真人	47名
青 年 部	今泉 直弘	26名	な し 部 会	富安 基方	15名
女 性 部	大井 礼子	1,499名	つ ま も の 部 会	小林 正知	17名
菊 部 会	大井 敏弘	19名	鉢 物 部 会	山口 裕丈	25名
ス プ レ ー マ ム 部 会	牧 野 徹	46名	自 然 薯 部 会	眞河 光一	5名
バ ラ 部 会	近田 和敏	30名	ア ス パ ラ ガ ス 部 会	浜田 義光	38名
洋 花 部 会	久世 敏之	15名	養 鶏 部 会	田中 宏和	6名
と ま と 部 会	美崎 雅昭	80名	肉 豚 一 貫 経 営 部 会	大谷 佳伸	2名
ミ ニ ト マ ト 部 会	加藤 守	40名	養 豚 部 会	星川 弾	6名
ア ー ル ス メ ロ ン 生 産 者 組 織 協 議 会	宮澤 雄二 足立 喜久 藤原 強純	21名	養 牛 部 会	福井 邦仁	8名
い ち ご 部 会	西川 健次	89名	資 産 管 理 オ ー ナ ー 部 会	山本 時敬	80名
かき生産者組織協議会	佐久間 猛 佐野 照子 山内 章裕	52名	産 直 出 荷 者 組 織 協 議 会	原瀬 寛子	1,193名
キウイフルーツ 生 産 者 組 織 協 議 会	小山 貴宏	6名	青 色 申 告 部 会	高橋 聖史	813名
水田農業経営者部会	早川 宏明	21名	年 金 友 の 会	足立 喜久	15,185名

(注) 当組合の組合員組織を記載しています。

## (6) 施設の設置状況

## ①組合の施設の状況

(令和8年3月31日現在)

種別	名 称	構造及び面積等	所 在 地	摘要
本・支店				
	本 店	鉄骨 5階 3,037 m <sup>2</sup>	豊川市諏訪1丁目1番地	
	三 蔵 子 支 店	鉄骨 2階 781	豊川市三蔵子町北浦28番地	
	牛 久 保 支 店	鉄骨 2階 1,071の一部	豊川市牛久保駅通4丁目1番地の1	
	睦 美 支 店	鉄骨 平屋 248	豊川市三谷原町北浦68番地の1	
	豊 川 支 店	鉄骨 2階 445	豊川市豊川町止通17番地の1	
	八 幡 支 店	鉄骨 2階 882	豊川市八幡町亀が坪24番地の1	
	こ う ご ゆ 支 店	鉄骨 平屋 365	豊川市御油町堺畑26番地の6	
	一 宮 支 店	鉄筋コンクリ 3階 2,084 の一部	豊川市大木町鑪水321番地の2	
	音 羽 支 店	鉄骨 2階 803	豊川市赤坂町松本274番地	
	御 津 支 店	鉄骨 2階 914	豊川市御津町西方松本87番地の2	
	小 坂 井 支 店	鉄骨 2階 2,637 の一部	豊川市小坂井町門並18番地	
営農・農業関連施設				
	総合集出荷センター	鉄骨 2階 1,656	豊川市三上町西河原100番地	
	西部営農センター	鉄骨 2階 1,090	豊川市御津町上佐脇西区75番地	補助事業
	営農資材センター	鉄骨 平屋 2,987	豊川市三上町雨谷口34番地	
	営農資材センター-東部出張所	鉄筋コンクリ 3階 2,084 の一部	豊川市大木町鑪水321番地の2	
	とまと集出荷センター	鉄骨 2階 3,072	豊川市三上町雨谷口34番地	補助事業
	総合集出荷センター-出荷場	鉄骨 平屋10,691	豊川市三上町西河原100番地	補助事業
	西部集出荷場	鉄骨 2階 2,589	豊川市御津町上佐脇西区75番地	補助事業
	生産資材倉庫	鉄骨 平屋 1,051	豊川市三谷原町北浦68番地の1	
	西部資材倉庫	鉄骨 平屋 1,587	豊川市御津町上佐脇西区75番地	
	農作業支援センター	鉄骨 平屋 207	豊川市市田町中之島3番地の1	
	カントリーエレベーター	鉄骨 平屋 1,311	豊川市野口町国通30番地	補助事業
	水稻育苗センター	鉄骨 平屋 685	豊川市野口町国通30番地	補助事業
	一宮ライスセンター	鉄骨 2階 514	豊川市東上町松本227番地	
	音羽ライスセンター	鉄骨 平屋 458	豊川市赤坂町大日53番地の1、 54番地合併地	補助事業
	御津ライスセンター	鉄骨 2階 620	豊川市御津町上佐脇西区117番地の1	補助事業
	低温倉庫	鉄骨 平屋 517	豊川市野口町国通30番地	補助事業
	水稻育苗センター	鉄骨 平屋 728	豊川市御津町上佐脇西区121番地の1	補助事業
	菊育苗センター	鉄骨 平屋 700	豊川市三谷原町宮の上2番地	補助事業
	農機センター	鉄骨 平屋 700	豊川市三谷原町宮の上3番地	
	農機センター-西部出張所	鉄骨 平屋 507	豊川市御津町上佐脇西区137番地	
	農機具保管庫	鉄骨 平屋 1,916	豊川市三谷原町北浦68番地の1	
グリーンセンター・産直ひろば				
	グリーンセンター-豊川	鉄骨 平屋 1,710 の一部	豊川市馬場町上石畑65番地	
	グリーンセンター-一宮	鉄骨 平屋 1,006	豊川市東上町松本227番地	
	グリーンセンター-音羽	鉄骨 平屋 1,290	豊川市赤坂町大日6番地	
	産直ひろば 御津	鉄骨 平屋 528	豊川市御津町西方松本67番地	

(令和8年3月31日現在)

種別	名 称	構造及び面積等	所 在 地	摘要
ガソリンスタンド				
	睦美セルフガソリンスタンド	鉄骨 平屋 840㎡	豊川市三谷原町北浦68番地の1	
	赤塚セルフガソリンスタンド	鉄骨 平屋 728	豊川市市田町下中野8番地の5	
	一宮セルフガソリンスタンド	鉄骨 2階 800	豊川市大木町鑓水333番地の1	
	東上セルフガソリンスタンド	鉄骨 平屋 475	豊川市東上町松本227番地	
	西部セルフガソリンスタンド	鉄骨 平屋 499	豊川市御津町上佐脇西区58番地の3	
	小坂井セルフガソリンスタンド	鉄骨 2階 549	豊川市宿町光道寺9番地の2	
関連施設				
	ロ ー ン セ ン タ ー	鉄骨 2階 1,071の一部	豊川市牛久保駅通4丁目1番地の1	
	生活センター(燃料課)	鉄骨 平屋 546の一部	豊川市馬場町上石畑65番地	
	介護福祉センター	鉄骨 平屋 546の一部	豊川市馬場町上石畑65番地	
	葬 祭 セ ン タ ー	鉄骨 2階 980の一部	豊川市三蔵子町橋本8番地の1	
	やすらぎ会館三蔵子	鉄骨 2階 980の一部	豊川市三蔵子町橋本8番地の1	
	やすらぎ会館御津	鉄骨 平屋 601	豊川市御津町御馬膳田134番地	
	やすらぎ会館小坂井	鉄骨 平屋 700	豊川市小坂井町大塚77番地	
	不動産相談センター	鉄骨 2階 1,071の一部	豊川市牛久保駅通4丁目1番地の1	
	わい！わい！ホール	鉄骨 平屋 1,710の一部	豊川市馬場町上石畑65番地	
	農 業 用 倉 庫	鉄筋コンクリ 4階 1,232	豊川市大木町鑓水343、344番地	
合 計			52箇所	

## ②共済事業の委託施設の状況

## ア. 代理業者数の推移

項 目	前期末	当期増加	当期減少	当期末
共済代理店数	63	2	4	61

## イ. 当期新規代理業者

	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代理業以外の主要業務
共済代理店	Y M S	愛知県豊川市白鳥町上郷中78番地の7	自動車修理業
共済代理店	株式会社 コンドウ自動車	愛知県豊川市宿町古十王105番地	自動車修理業

# 令和7年度 [令和8年3月31日現在] 貸借対照表

(ひまわり農業協同組合)

(単位：千円)

科 目	金 額
( 資 産 の 部 )	
<b>1. 信 用 事 業 資 産</b>	<b>338,842,891</b>
(1) 現 金	714,313
(2) 預 金	231,500,471
系 統 預 金	231,500,244
系 統 外 預 金	227
(3) 有 価 証 券	28,819,677
国 債	7,499,330
地 方 債	5,589,291
金 融 債	193,500
社 債	14,615,610
受 益 証 券	921,945
(4) 貸 出 金	76,078,447
(5) そ の 他 の 信 用 事 業 資 産	1,957,116
未 収 収 益	1,906,166
そ の 他 の 資 産	50,950
(6) 貸 倒 引 当 金	△ 227,135
<b>2. 共 済 事 業 資 産</b>	<b>24,764</b>
(1) そ の 他 の 共 済 事 業 資 産	24,764
<b>3. 経 済 事 業 資 産</b>	<b>2,058,947</b>
(1) 経 済 事 業 未 収 金	1,440,268
(2) 経 済 受 託 債 権	324,857
(3) 棚 卸 資 産	439,677
繰 越 購 買 品	355,788
宅 地 等	71,556
そ の 他 の 棚 卸 資 産	12,332
(4) そ の 他 の 経 済 事 業 資 産	36,013
(5) 貸 倒 引 当 金	△ 181,868
<b>4. 雑 資 産</b>	<b>443,677</b>
(1) 未 収 法 人 税 等	25,614
(2) そ の 他 の 資 産	418,062
<b>5. 固 定 資 産</b>	<b>6,751,488</b>
(1) 有 形 固 定 資 産	6,730,659
建 物	7,873,304
機 械 装 置	1,972,812
土 地	2,674,402
リ ー ス 資 産	317,172
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	2,160,444
減 価 償 却 累 計 額	△ 8,267,477
(2) 無 形 固 定 資 産	20,829
<b>6. 外 部 出 資</b>	<b>13,978,715</b>
系 統 出 資	13,903,215
系 統 外 出 資	75,500
<b>7. 繰 延 税 金 資 産</b>	<b>360,064</b>
<b>資 産 の 部 合 計</b>	<b>362,460,548</b>

(単位：千円)

科 目	金 額
( 負 債 の 部 )	
<b>1. 信 用 事 業 負 債</b>	<b>337,240,307</b>
(1) 貯 金	334,164,434
(2) 借 入 金	507,163
(3) その他の信用事業負債	2,568,709
未 払 費 用	470,667
そ の 他 の 負 債	2,098,041
<b>2. 共 済 事 業 負 債</b>	<b>877,074</b>
(1) 共 済 資 金	437,777
(2) 共 済 未 払 利 息	8,420
(3) 未 経 過 共 済 付 加 収 入	429,625
(4) その他の共済事業負債	1,250
<b>3. 経 済 事 業 負 債</b>	<b>958,786</b>
(1) 経 済 事 業 未 払 金	602,086
(2) 経 済 受 託 債 務	351,958
(3) その他の経済事業負債	4,741
<b>4. 雑 負 債</b>	<b>480,283</b>
(1) 未 払 法 人 税 等	2,317
(2) リ ー ス 債 務	113,449
(3) 資 産 除 去 債 務	58,343
(4) そ の 他 の 負 債	306,173
<b>5. 諸 引 当 金</b>	<b>1,249,362</b>
(1) 賞 与 引 当 金	163,166
(2) 退 職 給 付 引 当 金	809,245
(3) 役 員 退 職 慰 労 引 当 金	34,293
(4) ポ イ ン ト 引 当 金	44,222
(5) 特 例 業 務 負 担 金 引 当 金	198,435
<b>負 債 の 部 合 計</b>	<b>340,805,815</b>
( 純 資 産 の 部 )	
<b>1. 組 合 員 資 本</b>	<b>25,349,324</b>
(1) 出 資 金	1,372,945
(2) 資 本 準 備 金	1,268
(3) 利 益 剰 余 金	23,980,983
利 益 準 備 金	5,662,400
そ の 他 利 益 剰 余 金	18,318,583
特 別 積 立 金	7,690,262
農 業 ・ 農 村 振 興 基 金	500,000
研 究 開 発 基 金	500,000
指 導 事 業 基 金	1,000,000
地 域 貢 献 活 動 基 金	500,000
リ ス ク 対 策 積 立 金	1,891,500
デ ジ タ ル 化 推 進 積 立 金	475,500
施 設 整 備 積 立 金	3,465,200
残 留 農 薬 対 策 積 立 金	200,000
地 域 農 業 振 興 積 立 金	977,500
税 効 果 調 整 積 立 金	360,064
当 期 未 処 分 剰 余 金	758,577
( うち 当 期 剰 余 金 )	(280,766)
(4) 処 分 未 済 持 分	△ 5,873
<b>2. 評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>△ 3,694,590</b>
(1) その他有価証券評価差額金	△ 3,694,590
<b>純 資 産 の 部 合 計</b>	<b>21,654,733</b>
<b>負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計</b>	<b>362,460,548</b>

# 令和7年度

[令和7年4月1日から  
令和8年3月31日まで]

# 損益計算書

(ひまわり農業協同組合)

(単位：千円)

科 目	金 額	
<b>1. 事業総利益</b>		<b>4,547,533</b>
事業収益	9,101,667	
事業費用	4,554,133	
(1) 信用事業収益	3,000,777	
資金運用収益	2,874,573	
(うち預金利息)	(1,942,211)	
(うち有価証券利息)	(212,328)	
(うち貸出金利息)	(664,757)	
(うちその他受入利息)	(55,276)	
役務取引等収益	90,659	
その他事業直接収益	11,142	
その他経常収益	24,401	
(2) 信用事業費用	1,195,998	
資金調達費用	734,443	
(うち貯金利息)	(713,244)	
(うち給付補填備金繰入)	(4,263)	
(うち借入金利息)	(673)	
(うちその他支払利息)	(16,262)	
役務取引等費用	22,594	
その他事業直接費用	294,304	
その他経常費用	144,656	
(うち貸倒引当金戻入益)	(△9,151)	
<b>信用事業総利益</b>		<b>1,804,778</b>
(3) 共済事業収益	991,594	
共済付加収入	908,949	
その他の収益	82,645	
(4) 共済事業費用	35,282	
共済推進費	27,236	
その他の費用	8,045	
<b>共済事業総利益</b>		<b>956,312</b>
(5) 購買事業収益	3,108,090	
購買品供給高	2,810,415	
購買手数料	259,007	
その他の収益	38,668	

(単位：千円)

科 目	金 額	
(6) 購買事業費用		2,484,462
購買品供給原価	2,351,839	
その他の費用	132,623	
(うち貸倒引当金繰入額)	(58,944)	
<b>購買事業総利益</b>		<b>623,628</b>
(7) 販売事業収益		1,412,455
販売品販売高	746,891	
販売手数料	387,281	
その他の収益	278,282	
(8) 販売事業費用		622,910
販売品販売原価	541,684	
その他の費用	81,225	
<b>販売事業総利益</b>		<b>789,545</b>
(9) 保管事業収益		6,285
<b>保管事業総利益</b>		<b>6,285</b>
(10) 利用事業収益		187,451
(11) 利用事業費用		73,366
<b>利用事業総利益</b>		<b>114,084</b>
(12) 宅地等供給事業収益		127,614
(13) 宅地等供給事業費用		48,898
<b>宅地等供給事業総利益</b>		<b>78,715</b>
(14) その他の事業収益		298,523
(15) その他の事業費用		70,003
<b>その他の事業総利益</b>		<b>228,520</b>
(16) 指導事業収入		8,776
(17) 指導事業支出		63,114
<b>指導事業収支差額</b>		<b>△ 54,337</b>
<b>2. 事業管理費</b>		<b>4,401,932</b>
(1) 人件費		2,900,247
(2) 業務費		530,305
(3) 諸税負担金		174,348
(4) 施設費		787,704
(5) その他の事業管理費		9,325
<b>事業利益</b>		<b>145,600</b>

(単位：千円)

科 目	金 額	
<b>3. 事業外収益</b>		<b>224,302</b>
(1) 受取雑利息	10,368	
(2) 受取出資配当金	125,437	
(3) 賃貸料	29,985	
(4) 雑収入	58,510	
<b>4. 事業外費用</b>		<b>33,974</b>
(1) 寄付金	965	
(2) 賃借料	19,366	
(3) 雑損失	13,642	
<b>経常利益</b>		<b>335,928</b>
<b>5. 特別利益</b>		<b>11,500</b>
(1) 一般補助金	11,500	
<b>6. 特別損失</b>		<b>11,708</b>
(1) 固定資産圧縮損	11,500	
(2) 固定資産処分損	208	
<b>税引前当期利益</b>		<b>335,720</b>
法人税、住民税及び事業税	2,317	
法人税等調整額	52,637	
<b>法人税等合計</b>		<b>54,954</b>
<b>当期剰余金</b>		<b>280,766</b>
<b>当期首繰越剰余金</b>		<b>34,853</b>
リスク対策積立金取崩額		308,500
デジタル化推進積立金取崩額		24,500
施設整備積立金取崩額		34,800
地域農業振興積立金取崩額		22,500
税効果調整積立金取崩額		52,637
<b>当期末処分剰余金</b>		<b>758,557</b>

# 令和7年度 剰余金処分量案

(単位：円)

科 目	金 額
1. 当 期 未 処 分 剰 余 金	758,557,365
2. 剰 余 金 処 分 額	739,422,951
(1) 任 意 積 立 金	590,300,000
リ ス ク 対 策 積 立 金	508,500,000
デ ジ タ ル 化 推 進 積 立 金	24,500,000
施 設 整 備 積 立 金	34,800,000
地 域 農 業 振 興 積 立 金	22,500,000
(2) 出 資 配 当 金	40,824,495
(3) 事 業 分 量 配 当 金	108,298,456
信 用 事 業	72,415,006
購 買 事 業	10,885,350
販 売 事 業	24,998,100
3. 次 期 繰 越 剰 余 金	19,134,414

(注1) 出資配当は年3%の割合です。

(注2) 事業分量配当金の基準は次のとおりです。

- |  |            |         |
|--|------------|---------|
| (1) 信用事業 定期性貯金平残                           | 100万円につき   | 400円の割合 |
| (2) 購買事業 購買品供給高(施設資材、営農用重灯油、ポイントが付く購買品を除く) | 10,000円につき | 50円の割合  |
| (3) 販売事業 販売代金精算額                           | 10,000円につき | 30円の割合  |

(注3) 任意積立金の種類及び積立目的、積立基準、取崩基準、積立目標額、剰余金処分後積立額は次のとおりであり、今年度590,300,000円を積立てます。

(単位：円)

任意積立金の種類	目的、積立基準及び取崩基準	積立目標額	剰余金処分後積立額
農業・農村振興基金	農協法第10条第1項第1号および第13号の事業および農業後継者育成に要する費用に充てるために基金造成を行う。基金の運用果実がその費用を超える状態が相当の期間継続した場合、相当額の取崩を行う。	500,000,000	500,000,000
研究開発基金	新規事業活動の育成等のために行う調査研究、試験開発等に要する費用に充てるために基金造成を行う。基金の運用果実がその費用を超える状態が相当の期間継続した場合、相当額の取崩を行う。	500,000,000	500,000,000
指導事業基金	指導事業の普及・拡大に要する財源を確保するために基金造成を行う。基金の運用果実がその費用を超える状態が相当の期間継続した場合、相当額の取崩を行う。	1,000,000,000	1,000,000,000
地域貢献活動基金	地域に根ざした組合として地域貢献活動を更に充実させるために基金造成を行う。基金の運用果実がその費用を超える状態が相当の期間継続した場合、相当額の取崩を行う。	500,000,000	500,000,000
リスク対策積立金	法令改正及び会計基準の変更、経済動向の悪化等に伴う債権の貸倒や有価証券の処分・減損などによる多額の損失の発生に備えて相当額を積立てる。多額の損失が発生した場合、相当額の取崩を行う。	3,000,000,000	2,400,000,000
デジタル化推進積立金	先進的なデジタル技術を活用した情報システム等に関する開発、更新、利用および機器取得などの投資に備え積立を行い、その年度に発生した費用相当額の取崩を行う。	500,000,000	500,000,000
施設整備積立金	中長期に予定する施設取得、既存施設の維持管理、大規模災害時の施設復旧の資金準備のために積立を行い、整備を行った年度において自己資金相当額の取崩を行う。	3,500,000,000	3,500,000,000
残留農薬対策積立金	残留農薬による損害見舞金支給の財源として積立を行い、見舞金支給の事態が生じた場合、相当額の取崩を行う。	200,000,000	200,000,000
地域農業振興積立金	農業振興に資する新規就農者育成や農業生産規模拡大等のために積立を行い、支援対策を行った年度において相当額の取崩を行う。	1,000,000,000	1,000,000,000
税効果調整積立金	繰延税金資産(法人税等の前払部分)の剰余金処分を留保するために積立てを行う。取崩は法人税等の前払金額が回収された年度において回収した金額を取崩す。		360,064,044

(注4) 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業費用に充てるための繰越額19,000,000円が含まれています。

# 独立監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

令和8年5月26日

ひまわり農業協同組合  
理事会 御中

みのり監査法人  
東京都港区  
指定社員  
業務執行社員 公認会計士 葛西利彦  
指定社員  
業務執行社員 公認会計士 柴田剛

〈計算書類等監査〉

### 監査意見

当監査法人は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、ひまわり農業協同組合の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7年度の剰余金処分案を除く計算書類等、すなわち貸借対照表、損益計算書及び注記表並びにその附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、組合から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書並びに部門別損益計算書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等の監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続組合の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続組合に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続組合を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組合の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、組合は継続組合として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 〈剰余金処分案に対する意見〉

##### 剰余金処分案に対する監査意見

当監査法人は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、ひまわり農業協同組合の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7年度の剰余金処分案（剰余金処分案に対する注記を含む。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の剰余金処分案が法令又は定款に適合しているものと認める。

##### 剰余金処分案に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、法令又は定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。

監事の責任は、剰余金処分案作成における理事の職務の執行を監視することにある。

##### 剰余金処分案に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、剰余金処分案が法令又は定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

##### 利害関係

組合と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監事の監査報告書謄本

## 監査報告書

私たち監事は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7年度における理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

各監事は、当組合の監事監査規程に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、内部監査部門その他の使用人等及び愛知県農業協同組合中央会と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ①理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②事業報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、理事及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（農協法施行規則第151条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、注記表及び剰余金処分案）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、組合の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人みのり監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和8年5月28日

ひまわり農業協同組合

代表監事	大林	充始	Ⓜ				
常勤監事	大井	年弘	Ⓜ	監事	柿野	さと恵	Ⓜ
監事	岡田	育子	Ⓜ	監事	神谷	隆行	Ⓜ
監事	近田	貴	Ⓜ	監事	種井	務	Ⓜ
監事	榊原	利男	Ⓜ				

(注) 監事 柿野さと恵氏は農協法第30条第14項に定める員外監事です。

# 令和7年度 部門別損益計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：千円)

区 分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	9,141,570	3,000,777	991,594	4,198,031	942,446	8,719	
事業費用 ②	4,594,037	1,195,998	35,282	2,931,648	395,499	35,608	
事業総利益 ③ ①－②	4,547,533	1,804,778	956,312	1,266,383	546,947	△ 26,888	
事業管理費 ④	4,401,932	1,375,077	642,259	1,655,990	548,359	180,246	
（うち減価償却費） ⑤	(393,749)	(81,082)	(27,807)	(215,726)	(37,747)	(31,384)	
（うち人件費） ⑥	(2,900,247)	(899,197)	(519,946)	(1,006,522)	(358,351)	(116,229)	
※うち共通管理費 ⑦		218,874	101,732	196,377	66,507	18,632	△ 602,123
（うち減価償却費） ⑧		(16,116)	(7,491)	(14,460)	(4,897)	(1,371)	△ 44,337
（うち人件費） ⑨		(125,385)	(58,278)	(112,497)	(38,099)	(10,673)	△ 344,935
事業利益 ⑩ ③－④	145,600	429,701	314,053	△ 389,607	△ 1,412	△ 207,134	
事業外収益 ⑪	224,302	71,759	35,478	83,790	23,365	9,908	
※うち共通分 ⑫		71,039	33,019	63,737	21,586	6,047	△ 195,429
事業外費用 ⑬	33,974	4,712	2,182	4,504	20,792	1,781	
※うち共通分 ⑭		4,694	2,182	4,212	1,426	399	△ 12,915
経常利益 ⑮ ⑩+⑪－⑬	335,928	496,748	347,349	△ 310,321	1,160	△ 199,007	
特別利益 ⑯	11,500	4,180	1,942	3,750	1,270	355	
※うち共通分 ⑰		4,180	1,942	3,750	1,270	355	△ 11,500
特別損失 ⑱	11,708	4,256	1,978	3,818	1,293	362	
※うち共通分 ⑲		4,256	1,978	3,818	1,293	362	△ 11,708
税引前当期利益 ⑳ ⑮+⑯－⑱	335,720	496,672	347,314	△ 310,389	1,137	△ 199,013	
営農指導事業分配賦額 ㉑		78,518	41,605	55,094	23,795	△ 199,013	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益 ㉒ ㉑－㉒	335,720	418,154	305,709	△ 365,484	△ 22,658		

(注1) 農協法施行規則の改正により、損益計算書には各事業相互間の内部取引を除去した「事業収益」「事業費用」を表示していますが、部門別損益計算書の「事業収益」「事業費用」については、各事業相互間の内部損益を除去していないため、金額は一致しません。

(注2) 「共通管理費等」とは、監査室、リスク管理部、総合企画部、総務部等の管理部門にかかわる事業管理費、事業外収益、事業外費用、特別利益、特別損失です。

## 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

### (1) 共通管理費等

(配置人員構成比 + 人件費を除いた事業管理費構成比 + 事業総利益構成比) / 3

### (2) 営農指導事業

各事業総利益構成比

## 2. 配賦割合 (1.の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	合 計
共通管理費等	36.35	16.90	32.61	11.05	3.09	100.00
営農指導事業	39.45	20.91	27.68	11.96		100.00

## 第2号議案資料

# 宅地等供給事業実施規程の一部変更について

### 1. 変更の理由

宅地等供給事業実施規程の制定以後一定の期間が経過し、組合員の世代交代が進む中、相続や婚姻、公共事業による代替地取得等により事業実施地区外の農地を所有する組合員も増えている。

こうした変化をふまえ、事業の実施地区を拡大することで、効率的に組合員の依頼に対応することを目的に、同規程の一部変更を行う。

### 2. 主な変更内容

#### ・第4条

当組合と隣接する他の組合との協議について、これまで必須とされていた事前の協議要件を緩和する条文へと変更する（第2項）。

また、当組合と隣接していない他の組合の地区について、一部事業を可能とする条文を追加する（第3項）。

#### ・その他（第4条第1項、第5条、第7条）

表現の見直しや語句の追記・修正等軽微な変更を行う。

### 3. 宅地等供給事業実施規程変更新旧対照表

（下線部は変更箇所）

新	旧
<p>（事業の実施地区）</p> <p>第4条 この組合の行う宅地等供給事業実施地区は、<u>当該組合の定款に定める区域とする。</u></p> <p>② この組合は、<u>前項の規定にかかわらず、組合員が前項の地区に隣接する区域をその地区とする他の組合の地区内に所有する転用相当農地等について、必要に応じて当該組合と協議の上で、宅地等供給事業を実施することができる。</u></p> <p>③ この組合は、<u>第1項の規定にかかわらず、組合員が自らの組合および隣接する他の組合以外の組合の地区内に所有する転用相当農地等について、第2条第1号の事業に限り、必要に応じて当該組合と協議の上で、宅地等供給事業を実施することができる。</u></p>	<p>（追加）</p> <p>第4条 この組合の行う宅地等供給事業の<u>実施地区は定款第3条の区域とする。</u></p> <p>② この組合の<u>組合員が前項の地区に隣接する区域をその地区とする他の組合の地区内に所有する転用相当農地等については、前項の規定にかかわらず、宅地等供給事業を実施することができる。この場合においては、あらかじめ当該組合と協議するものとする。</u></p> <p>（追加）</p>

新	旧
<p>(事業の実施)</p> <p>第5条</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ この組合は、第2項第1号の開発計画の設定その他宅地等供給事業に関しては県及び市の都市計画、住宅、宅地、農業等の担当部局と連絡協調を図るものとし、県及び市の建設に関する基本構想、都市計画法(昭和43年法律第100号)による都市計画、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)による農業振興地域整備計画その他の土地利用に関する計画と調和が保たれるよう留意するものとする。</p> <p>(貸付け、売渡しの相手方)</p> <p>第7条 この組合が宅地等供給事業を行う場合には、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第3条第1項の免許を受けている者(以下「宅地建物取引業者」という。)以外の者であって、転用相当農地等又は住宅その他の施設を自ら使用するものをその貸付け又は売渡しの相手方とするものとする。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 前2項の規定にかかわらず、第2条第1号の事業に係る転用相当農地等であって都市計画法第7条第2項に定める市街化区域内に所在する場合については、宅地建物取引業者をその貸付け又は売渡しの相手方とすることができるものとする。ただし、この組合が、当該事業年度の前3か年のいずれかの年度において、宅地等供給事業の経理区分における欠損を生じていた場合又は累積欠損を有していた場合は、この限りではない。</p>	<p>(事業の実施)</p> <p>第5条</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ この場合は、第2項第1号の開発計画の設定その他宅地等供給事業に関しては県及び市の都市計画、住宅、宅地、農業等の担当部局と連絡協調を図るものとし、県及び市の建設に関する基本構想、都市計画法による都市計画、農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画その他の土地利用に関する計画と調和が保たれるように留意するものとする。</p> <p>(貸付け、売渡しの相手方)</p> <p>第7条 この組合が宅地等供給事業を行う場合には、宅地建物取引業法第3条第1項の免許を受けている者(以下「宅地建物取引業者」という。)以外の者であって、転用相当農地等又は住宅その他の施設を自ら使用するものをその貸付け又は売渡しの相手方とするものとする。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 前2項の規定にかかわらず、第2条第1号の事業に係る転用相当農地等であって都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第2項に定める市街化区域内に所在する場合については、宅地建物取引業者をその貸付け又は売渡しの相手方とすることができるものとする。ただし、この組合が、当該事業年度の前3か年のいずれかの年度において、宅地等供給事業の経理区分における欠損を生じていた場合又は累積欠損を有していた場合は、この限りではない。</p>

附則 この規程の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。

## 第3号議案資料

# 令和8年度事業計画の設定について

第11次中期総合計画の最終年度に当たる令和8年度においては、下記の内容のとおり、これまでの取り組みを積極的に進めます。また、自己改革工程表の内容に基づき、引き続き自己改革を進めます。

### 多様化する農業形態に対応した担い手の育成・支援を強化します

#### 1. 生産部会等組織基盤の維持に向けた新規就農者の確保・育成支援

- ①就農インターン制度を活用した新規就農者確保  
関係機関と連携した募集活動の実施（地域営農ビジョン重点取り組み品目）  
生産組織における新規就農者の支援体制の整備（花き課）
- ②新規就農者及び品目転換者の伴走支援体制の拡充  
新規栽培者を対象とした研究会等の開催、生産部会と連携した重点指導

#### 2. 園芸施設流動化を通じた産地基盤の維持

- ①園芸施設情報のデータベース構築  
データベースを活用したマッチングの拡大
- ②施設貸借ルールの整備・運用  
農地中間管理事業に即したルールに基づく施設貸借の斡旋

#### 3. 農業者の労力軽減及び労働力確保の支援

- ①無料職業紹介事業及びスポット雇用マッチングサイトの活用  
利用者拡大に向けた周知活動の強化
  - ②外国人技能実習制度見直しへの対応  
新制度を踏まえた技能実習業務対応の整理
  - ③農福ポート等の農福連携の活用  
農福ポートの安定的な運用
  - ④東三河地域青果物パッキングセンター（東三河P C）の利用促進  
生産部会への東三河P C利用実績、利用料等の情報提供
  - ⑤菊類ばら受け出荷調整の利用促進  
施設活用による作付け拡大、農業所得増大の提案
- ※農福ポート…農業分野と福祉分野が連携した、出荷調整作業を行う施設

#### 4. 産地維持に向けた行政との連携強化

- ①行政への定期的な農業支援要望  
豊川市への農業政策要望書の提出
- ②公的な補助事業等の情報収集・提供  
補助事業の有効活用に向けた情報提供・事業申請希望者の経営発展計画策定及び実行支援  
防疫研修会の開催及び補助事業を活用した衛生畜薬の斡旋と提供（畜産課）
- ③経営支援プロジェクトの設置による農家の経営力強化  
農業経営支援の仕組化

#### 5. 産直出荷拡大に向けた小規模農家への支援強化

- ①新規就農者向けトレーニングファーム（研修圃場）の開設  
今後の方向性を検討
- ②栽培講習会・栽培技術動画等を活用した栽培情報の提供  
Agris by JAの登録者拡大  
※Agris by JA…組合員向けの営農指導を動画配信するアプリケーション

#### 6. 新規栽培品目を通じた新たな産地づくり

- ①市場性や地域性に基づく品目選定  
高温環境下での栽培品目（品種）選定
- ②選定品目の試験栽培及び収益性の検証  
白ネギの省力栽培試験の実施及び収益性の検証
- ③作付け農家及び面積の拡大  
出荷者組織協議会員への提案

#### 7. 水稲オペレーターの育成支援

- ①新規オペレーターの確保  
新規オペレーター募集の強化
- ②作業委託の優位性発信による受託面積の拡大  
地権者への受託作業のとりまとめ
- ③地域計画運用支援及び受託作業効率化のための圃場振分けの見直し・再編  
作業受託マップの活用

#### 8. 就農及び規模拡大に向けたリース方式等園芸施設整備

- ①生産部会員への規模拡大意向調査
- ②生產品目、施設規模の設定
- ③経営判断による整備計画の策定

## 9. 担い手の多様な資金ニーズへの対応

### ①担い手への定期訪問

重点訪問先への定期的な面談、ニーズ把握による提案

### ②貸出強化支援プログラムを活用した融資態勢づくり及び提案力強化

貸出強化支援プログラムの実践

※貸出強化支援プログラム…農林中央金庫が単位J A向けに実施する貸出業務に対するコンサルティングプログラム

## 10. 新集出荷施設整備に連動した生産者組織の再編成

### ①ブロックや支部制度等の部会組織体制の見直し

## 11. SNS等デジタルツールの活用による情報発信

### ①Instagram、部会LINE等を活用した情報受発信の拡充

Instagram等を活用した農産物情報・出荷状況の発信

### ②生産部会員へのスマホ・タブレット活用講座の開催

情報閲覧サービス使用方法説明会の開催

※Instagram（インスタグラム）…写真や動画を投稿できるSNS

## 実需者ニーズへの的確な対応と多様な流通形態により 販売の安定性を確保します

## 12. 安定価格の形成に向けた契約・予約相対取引の維持・拡大

### ①産地・市場情報交換の機会拡充

取引市場担当者との定期的な情報共有

### ②契約販売条件を円滑に履行するための作付け誘導

契約履行のための作付け誘導及び担当者による圃場確認（花き課）

### ③販売先からのクレーム低減及びクレーム発生時の対応強化

令和7年度までに体制整備済（継続実施）

## 13. 販売先への出荷情報発信の早期化

### ①総合集出荷センターの保冷機能及び分荷機能を活用した集出荷体制の確立

集出荷方法に関する生産部会への提案

### ②出荷者からの事前出荷予約、出荷時間等出荷方法の見直し

金曜日D3出荷の可能性検討（花き課）

※D3（ディースリー）出荷…市場販売日を0日（ディーゼロ）とした際の3日前出荷のこと  
ex.金曜日（市場販売日）のD3出荷は火曜日出荷

#### 14. 運送業の労働規制強化の対応

- ①出荷品目・市場ごとの物流課題に基づく出荷先の再編成
- ②近隣 J A と協調した積載効率向上、輸送コスト軽減に向けた取組み  
前日大割配荷の実施による積載効率の向上（青果課、花き課）
- ③出荷資材等出荷形態の見直し検討

#### 15. 営農関連施設の広域利用に関する研究

- ①集出荷施設及び米穀関連施設の近隣 J A との共同利用に向けた課題整理及び協議  
J A 愛知東とのとまと選果場共同利用に関する協議（青果課）  
広域利用施設に関する協議の進捗把握（農産課）  
近隣 J A との家畜物流協力体制確立と合同研修の開催（畜産課）

### 新たな技術・資材の導入を促進して 生産性と品質の向上に取り組みます

#### 16. 新たな技術導入支援を通じた出荷量の増加及び品質向上

- ①高収量性品種の作付け拡充  
試験栽培の実施、作付け拡大
- ②高温対策・難防除病害虫対策等の支援策拡充  
研究会の開催、生産性向上対策支援事業を活用した支援
- ③新技術の導入による出荷頭数の増加  
A I（人工授精）、E T（受精卵移植）を活用した出荷頭数の増加

#### 17. 環境負荷の低減に向けた「みどりの食料システム戦略」への対応

- ①関係機関と連携したバイオスティミュラント資材の実証  
B S 資材の普及促進
- ②I P M 実践指標を活用した化学農薬使用量の低減  
生産部会員への I P M 実践指標の活用提案
- ③化学肥料に替わる有機質肥料の試験・検証  
有機質肥料の使用試験、再検証
- ④スタートアップ企業等との連携による新技術情報等の収集  
スタートアップ企業と連携した栽培試験

※バイオスティミュラント…温度などの非生物ストレスを制御することで収量の減少を軽減する技術

※I P M…色々な防除方法を組合せて病害虫被害を最小限に抑える技術

※スタートアップ…革新的なアイデアで短期間に成長する企業

## 18. 持続可能な農業生産に向けたコストの低減

### ① 予約購買利用率の向上

営農指導、営農渉外、購買担当による予約購買利用提案

### ② 資材仕入先の継続的な見直し及びアイテムの集約

購買実績を踏まえた仕入先・仕入方法の見直し

## 19. 生産購買拠点集約に伴う利便性の確保

### ① 購買Web受注システムの利用促進

利用者拡大に向けた運用改善とPR

### ② 農薬配達システムの構築・運用

農薬配達システムの検証と見直し

### ③ 営農指導、営農渉外の連携による出向く体制の強化

定例会議開催による進捗確認及び連携強化

## 20. 農機修理・整備体制の構築

### ① 利用履歴情報を活用した提案活動の強化

利用履歴活用の体系化と運用

### ② 拠点集約に伴うサービス体制の再構築

2拠点での修理対応体制の構築・運用

## 消費者と一体となって地産地消の拡大に取り組みます

## 21. 産直店舗を軸とした地産地消の拡大

### ① 地元農産物PRのためのイベント強化

感謝祭、収穫祭や特売等の拡充

### ② ECサイトによる地元農産物の販売

ふるさと納税の宣伝広告の強化

※ ECサイト…インターネット上の仮想店舗

## 安全で安心な食の提供を通じて健康的な暮らしを支援します

### 22. 食への安全安心の取組みの強化

①出荷者への生産履歴記帳ルールの徹底

生産部会員等への記帳ルールの再周知、農薬安全使用講習会の開催

②定期的な残留農薬分析の実施

共選・産直出荷物の残留農薬分析の実施

③食品衛生にかかる法令遵守等（GAPやHACCPなど）対応

国際水準GAPの新たなチェックリスト導入・活用

※GAP（ギャップ）…農業生産において、食品安全だけでなく環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の仕組み

※HACCP（ハサップ）…Hazard（危害）、Analysis（分析）、Critical（重要）、Control（管理）、Point（点）の略

出荷までの全工程で、食中毒などの危害要因を除去又は軽減するための工程管理

## 多彩な事業活動を活かして 安心できる暮らしの支援・相談対応を強化します

### 23. 利用者ニーズを捉えた葬祭事業の展開

①小規模葬専用会館の設置

家族葬専用ホールの設置及び霊安室の新設

②事前相談会等のイベント開催

出向く活動による葬儀相談会イベントの実施

③利用動向分析による新たな葬儀プランの提案

### 24. 安心して利用できる介護福祉事業の展開

①介護保険制度と業界動向を踏まえた安定的なサービス提供

出向く営業活動による利用者確保

②介護保険利用者の自立した生活支援

利用者ニーズに寄り添ったケアプラン作成及び生活支援

③多様な媒体を活用した介護スタッフ採用活動の実施

ハローワーク、Web求人サイトを活用した介護スタッフの確保及び就業者の希望に寄り添った勤務形態の構築

④人材確保に向けた資格取得支援の実施

介護人材活用促進事業を活用した人材確保及び資格取得奨励金の実施

## 25. 訪問活動やイベントを通じたL Pガス利用の確保

- ①災害に強いプロパンガスの利用促進  
プロパンガスの需要拡大に向けた出向く活動の実施
- ②事業者連携・他社切替活動による新規利用者の確保  
新規利用者獲得推進及び離反防止策の強化
- ③ガス器具の長期利用先等への安心点検ならびに機器更新提案  
点検訪問やイベントを活用した機器更新提案
- ④電気利用者への商品プランの提案  
J Aでんき推進

## 26. 訪問活動及び相談機能強化による土地仲介・分譲業務の展開

- ①資産管理事業利用者への訪問による意向調査・土地活用提案の実施  
組合員・利用者への出向く活動と相談機能強化
- ②建設業者との連携した土地の分譲提案  
建設業者との情報共有、事業利用提案実施

## 27. 年金受給開始世代のニーズを捉えた新たな年金友の会サービスの展開

- ①年金友の会会員向けの新たなイベント・サービスの実施  
年金友の会サービスの再構築
- ②年金予約者向けの年金・資産相談会・サービスの実施  
年金予約者向けサービスの再構築
- ③年金友の会会員への資産・相続相談の実施  
75歳以上の大口利用先への相続個別相談の実施

## 28. 訪問活動を起点としたN I S A制度活用等による資産形成提案

- ①年金友の会会員・住宅ローン利用者などへの資産形成提案  
F Aセンターによる資産形成セミナーの企画・実施
  - ②専門部署設置による全支店での取扱態勢の確立  
L P Cを中心とした「よりそい活動」、「ニーズ潜在先」への資産形成提案の強化
- ※N I S A制度…一定金額の範囲内で購入した株式や投資信託などの金融商品によって得た利益が非課税になる制度
- ※L P C…ライフプランコンサルタントの略称。資産形成にかかる提案を総合的かつ専門的に行うことのできる金融渉外
- ※よりそい活動…組合員・利用者への金融情報提供を目的とした訪問活動

## 29. 住宅購入見込み者ニーズを捉えた情報提供、PRの実施

- ①マイホーム倶楽部会員の拡充及び意向調査の実施  
会員意向調査による新築案件の獲得
- ②ローンセンターによる新規提携業者の拡充  
提携業者への勉強会実施によるJAの優位性アピールと案件獲得
- ③マイホーム倶楽部会員向けイベントの開催  
税務等専門家と連携したイベントの開催

## 30. 利用者の顕在化した問題の解決を目指した3Q訪問活動の実践

- ①3Q訪問活動の実践による利用者の問題解決につながる提案活動の実施  
訪問支援ツール「コロンブス」を活用した3Q訪問活動の実施
  - ②3Q訪問活動による複数契約者の拡大  
LAトレーナーによる教育支援策の実施
- ※3Q訪問活動…加入者への安心・満足をお届けする定期的な訪問活動  
(請求漏れ・家族構成の確認、契約内容の説明)

## 31. 自動車共済の普及拡大を通じた地域社会の安心づくり

- ①自動車共済普及職員の配置及び自動車共済代理店と連携した利用者の拡大  
LAトレーナーによる複数契約の促進とスマサポとLAとの連携強化

# 地域の多様な人たちのいきがいとコミュニティづくりを進めます

## 32. 支店活動を通じた若年層との接点づくり

- ①事業所での運営協議会と連携した若年層向けイベント（支店まつり）の開催  
支店活動、支店まつりの実施
- ②SNSを活用した繋がり確保  
ローンセンターSNSの効果検証

# 地域農業振興と協同活動の実践的リーダーを育成・支援します

## 33. 将来のJA運営を担う若手農業者育成の支援

- ①農協青年部と役員との意見交換及び職員との交流機会の創出  
意見交換会等の実施
- ②若手生産者組織などからのJAへの提案・要望の対応  
青年部活動を軸とした要望収集

### 34. 女性組織の維持・活性化に向けた態勢づくり

- ①女性部活性化に向けた女性リーダーの役割整理及び活動の見直し  
各種イベントへの参加及び参画する場づくり
- ②女性部員の運営参画機会の創出  
参与会メンバーと女性リーダーとの意見交換会の実施

### 35. 組織基盤強化に向けた新規組合員の加入促進

- ①地域農業応援団化策の再構築  
JAひまわり版地域農業応援団化策の再整備及び整備内容の検討
- ②産直出荷者・新規就農者への正組合員加入推進  
組合員加入方針に基づく加入推進運動の実施
- ③信用・共済事業、産直店舗利用者などへの准組合員加入推進  
組合員加入方針に基づく加入推進運動の実施

**食農活動を通じて「地域農業の応援団」づくりを進めます**

### 36. 地域住民を対象とした地域農業とJAへの理解促進

- ①JA及び地域農業の理解促進につながるイベントの開催  
わい！わい！農園、食育キャラバン隊等食農・料理教室の実施
- ②行政や諸団体との連携強化  
おいでん祭、なつまつり等のイベントへの参加・参画
- ③SNSを活用した情報提供

### 37. 持続可能な経営基盤の確立・強化を見据えた施設整備ならびに外部連携

- ①総合施設整備計画に基づく施設整備  
計画時期を踏まえた準備・実行
  - ②不稼働資産の有効活用と計画的な整理  
不稼働資産活用策・処分の検討・実施
  - ③東三河地区3JA合併にかかる研究会における経営課題研究  
東三河地区3JA（愛知東・ひまわり・蒲郡市）の合併にかかる協議を継続します。
  - ④重要指標管理を通じたPDCAサイクルの実践  
PDCAサイクルの実践支援
  - ⑤安定した信用事業収益確保に向けた余裕金運用の拡大  
収益性・リスクの観点に基づいた有価証券残高の拡大
- ※PDCAサイクル…業務をPlan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の4つのプロセスに分けて実行管理する手法

### 38. 組合員・利用者ニーズを捉えた新たな事業の創出

- ①事業創出に向けた提案が出来る仕組みづくり  
提案制度の実施・拡充

### 39. 内部統制の有効性確保に向けた内部監査機能の強化

- ①リスク分析に基づく効率的な内部監査の実施  
リスク分析項目に基づく内部監査の実施
- ②業務手順書に沿った適正な内部統制整備の強化  
業務手順書の履行状況の検証

### 40. 組織の安定継続のためのリスクモニタリング

- ①全般統制を通じたリスク管理による不祥事未然防止  
不祥事未然防止のための継続的な研修と巡回の実施
- ②マネロン・金融犯罪等への取組強化  
マネロン等対策の有効性検証による態勢の維持・高度化
- ③有価証券残高の拡大に伴う金利リスク量等の適切な管理  
リスク情報報告による余裕金運用リスクの適切な管理
- ④長期滞留債権及び長期滞留債権懸念先への迅速な対応  
農業経営ローンを含めた長期滞留債権に対する経営支援策の作成及び実施状況の検証、法的手続きを含めた債権回収方法の検討・実施

## チャレンジを奨励して組織風土の変革を進めます

### 41. 働きやすさと働きがいのある組織づくり

- ① 職員のエンゲージメント向上を目的とした処遇の見直し  
公正かつ納得感のある給与・退職金制度の検討
  - ② 人材育成基本方針に基づくチャレンジできる機会の創出や活躍の場の拡大（農業副業制度含む）  
副業制度の検討
  - ③ 社会・経済情勢への対応や給与体系の見直しに伴う人事制度の整備  
物価高騰ならびに最低賃金の継続的な引上げへの対応
  - ④ 管理職のマネジメント能力向上支援  
マネジメント能力向上支援施策の検討
  - ⑤ 女性活躍促進に向けたキャリア形成支援  
一般事業主行動計画に基づいた職員のキャリア形成支援
- ※エンゲージメント…組織に対する自発的な貢献意欲

### 42. 組織を活性化させる人材の獲得に向けた態勢整備

- ① 中途採用の実施に向けた態勢整備（採用プロセス・ルール・処遇等）  
多様な人材を獲得するための態勢整備
- ② 組織を活性化させる多様な人材獲得を目的とした採用の実践  
部署との連携を強化した中途採用活動の実践

### 43. デジタル社会への対応を目指した組織づくり

- ① デジタル化普及に向けたロードマップの作成  
デジタルロードマップに基づくペーパーレス施策の実施
  - ② R P A を活用した業務・部署の拡充  
経済部門での R P A 活用拡充
  - ③ プロジェクトによるデジタル推進リーダーの育成  
デジタル人材育成
  - ④ デジタルを活用した改善提案制度の実施  
推進リーダーを中心とした業務プロセス変革の取組み
- ※ R P A … Robotic Process Automation の略  
パソコン上の定型業務を自動で行うこと

## 『3つの元気づくり』でJAへの理解と支持を促進します

### 44. 組合員との話し合いの場づくりと情報共有

- ①組合員（正・准）との対話を通じた自己改革の実践  
中核的担い手への訪問・対話、組合員集会等の実施
- ②デジタルツール等を活用した意見収集及び情報提供  
LINEアンケートの実施

### 45. 地域の状況を踏まえた総代・役員等の定数および選出方法の見直し

- ①総代・運営協議会の役割及び選出方法の協議

### 46. 広報活動や宣伝広告を通じたJAファンづくり

- ①組合員向けの広報活動及びプレスリリースの実施  
広報戦略の策定
- ②組織の魅力を伝える新Web媒体の運営  
音声配信の開始・運用

## ■令和8年度総合施設整備計画

施設名等	整備分類	根拠
本店	空調設備更新	老朽化への対応
グリーンセンター豊川	空調設備改修	老朽化への対応

(注) 整備案作成の進捗状況等の諸条件により計画を変更する場合があります。

## ● 不断の自己改革への取組み

J Aひまわりは、地域になくてはならないJ Aであり続けるため、自己改革の実践を支える持続可能な経営基盤の確立・強化とともに、組合員との徹底した対話を通じ、総合事業を基本として「不断の自己改革」に取り組みます。

## ● 自己改革実践の基本的考え方【下線項目は数値目標設定】

令和7年度は組合員との対話に基づく自己改革実践サイクルの取組みとして「肥料・農薬の予約購買利用率の向上」「契約販売・予約相対取引の拡大」「無料職業紹介・外国人材活用・一時雇用確保の支援」に取り組み、右記のとおり実績を挙げました。令和8年度も引き続き下記の内容に取り組んでいきます。

1. **訪問活動や部会会議、生産者組織代表者会議などを通じた「担い手との対話」を原点としてニーズを的確に把握します。**
2. **「農業者の売上増加・コスト低減」に繋がる担い手目線の必要な取組みについて、目標に向けて具体策を実践し、改革の目的である「所得増大」を実現するほか、「地域の活性化」に取り組みます。**
  - 中心となる担い手を対象として、次のことに取り組みます。
    - ア. 肥料・農薬の予約購買利用率の向上
    - イ. 小売店等と協調した販売促進
    - ウ. 契約販売・予約相対取引の拡大
    - エ. 無料職業紹介等を通じた雇用確保の支援
    - オ. 行政と連携した経営相談
  - 新規就農者を対象として、就農インターン制度利用者の拡充に取り組みます。
  - 必要な農業融資に積極的に取り組みます。
3. **改革の取組みと成果について対話等を通じて評価を把握し、次の改革につなげることで、PDCAサイクルを回し、自己改革を着実に実践します。**

## ● 自己改革を支える経営基盤の確立・強化の取組みについて

令和7年度は組合員との対話に基づく経営基盤の確立・強化の取組みとして「総合施設整備計画に基づく施設集約（経済部門）」に取り組む予定でしたが、建設資材の高騰等の外部環境の変化により、当該計画を取りやめました。また、直近の実績を基にした成行シミュレーションにおいては依然として、事業利益の大幅な低下が見込まれております。

J Aひまわりは、上記取組みに替えて「要員計画に基づく正職員数管理」を着実に実践するとともに、総合事業の効率的な運用により収支改善を図り、健全で持続性のある経営に取り組みます。

# 自己改革工程表

## ●自己改革の実践に向けた組合員の意思反映

令和7年度は組合員の意思反映に向けて「中核的担い手への訪問・対話」「組合員集会」「組合員向け広報誌アンケート」等に取り組みました。

令和8年度につきましても自己改革の実践にあたっては、引き続き正組合員とともに、地域農業や地域経済の発展を支える准組合員の声を聴くことで、正組合員と准組合員が一体となったJA運営を実現し、組合員の評価を踏まえながら見直しを行います。

また、准組合員の事業利用にあたっては、正・准組合員の利用状況を把握したうえで、改革の目的である「農業者の所得増大」に繋がるよう取り組みます。

	取組事項		令和7年度実績	令和8年度計画
自己改革の取組み	肥料・農薬の予約購買 利用率の向上	コスト低減効果 (当用価格対比5%削減)	66.0% 【63.0%】	66.0%
	契約販売 ・予約相対取引の拡大	売上増加効果 (とまと・大葉・スプレーマ ムの販売高4%向上)	青果1,220百万円 【1,050百万円】 花き710百万円 【850百万円】	青果1,050百万円 花き 850百万円
	無料職業紹介 外国人材活用 一時雇用確保の支援	コスト低減効果 (求人コスト1回平均5万 円削減)	66件 【75件】	75件
経営 基盤 強化の 確立	要員計画に基づく正職員数管理		—	326名
組合員との対話・ 意思反映	中核的担い手への訪問・対話		100名 【100名】	100名
	組合員集会		23会場 【30会場】	30会場
	支店活動へ参加する女性組合員の拡充		145名 【220名】	250名
	組合員向け広報誌アンケート		1,598名 【1,800名】	1,700名
	わい！わい！活動参加者アンケート		206名 【200名】	200名
	JA組合員講座		7名 【15名】	15名

(注1) 令和7年度実績下段【 】内は令和7年度計画値を表示しています。

(注2) 経営基盤の確立・強化の令和7年度取組事項である「総合施設整備計画の基づく施設整備計画」においては、「(経済部門)産直店舗に係る用地取得」を掲げていましたが、該当の施設整備計画を中止しました。令和8年度は、上記取組みに替えて、より一層の経営基盤の確立・強化を目指し「要員計画に基づく正職員数管理」の取組みを進めます。尚、令和8年度計画値については、令和9年度期首の計画値としています。

## ■数値計画

### ●営農部

(単位：千円)

販売品販売総取扱高				
項	目	令和8年度計画	令和7年度実績	計画設定率
米	・ 麦 ・ 大豆	554,000	582,583	95.0%
野	菜	2,882,400	3,011,976	95.6%
果	実	1,247,200	1,300,421	95.9%
花	き ・ 花木	1,838,300	1,916,345	95.9%
産	直	1,449,100	1,463,608	99.0%
その他農畜産物		687,000	693,117	99.1%
鶏	卵	199,200	280,810	70.9%
生	乳	632,800	617,849	102.4%
子	牛	152,200	135,591	112.2%
肉	用 牛	163,600	198,494	82.4%
肉	豚	482,100	566,548	85.0%
計		10,287,900	10,767,347	95.5%

(単位：千円)

購買品供給総取扱高（営農関連事業）				
項	目	令和8年度計画	令和7年度実績	計画設定率
肥	料	421,900	439,820	95.9%
農	薬	364,900	375,625	97.1%
飼	料	473,700	530,742	89.2%
畜	産	69,500	124,402	55.8%
園	芸	468,700	485,126	96.6%
種	苗	168,500	174,555	96.5%
農	機 具	223,500	243,776	91.6%
施	設 資 材	76,500	93,202	82.0%
グリーンセンター		637,000	625,811	101.7%
加	工	18,000	22,022	81.7%
計		2,922,200	3,115,085	93.8%

(単位：千円)

その他営農関連事業収益（施設利用事業）							
項	目	令和8年度計画	令和7年度実績	計画設定率			
農	業	倉	庫	4,500	4,877	92.2%	
冷	蔵	庫	1,300	3,160	41.1%		
カントリーエレベーター	ライスセンター	83,500	78,611	106.2%			
米	・	菊	育苗	66,500	64,133	103.6%	
受	託	農	作	業	96,900	93,295	103.8%
計		252,700	244,077	103.5%			

定款第7条第1項10号に規定する研修等計画				
研	修	事	項	栽培知識・技術、出荷調製、資金計画等
研	修	作	物	生産部会栽培品目
研	修	圃	場	豊川市内の農用地等
研	修	者	数	2名程度
研	修	時	間	1,200時間／年（研修者1名あたり）
研	修	費	用	農業研修生に対する助成として年間144万円以内（1名あたり） 研修に必要な資材費等として年間60万円以内（1名あたり）

●生活部

(単位：千円)

購買品供給総取扱高（生活関連事業）				
項	目	令和8年度計画	令和7年度実績	計画設定率
石	油	740,900	786,661	94.1%
L	P	311,700	301,628	103.3%
葬	祭	157,000	148,214	105.9%
資	産	100,000	118,277	84.5%
	管			
	理			
	計	1,309,600	1,354,782	96.6%

介護福祉事業				
項	目	令和8年度計画	令和7年度実績	計画設定率
ケ	ア	2,381件/年	2,727件/年	87.3%
訪	問	17,100時間/年	17,229時間/年	99.2%
	介			
	護			

(単位：千円)

葬祭利用事業				
項	目	令和8年度計画	令和7年度実績	計画設定率
葬	祭	208,000	187,451	110.9%

(単位：千円)

宅地等供給事業				
項	目	令和8年度計画	令和7年度実績	計画設定率
宅	地	790,000	1,732,575	45.5%
	事			
	業			

●金融共済部

(単位：千円)

信 用 事 業			
項 目	令和8年度計画	令和7年度実績	計 画 設 定 率
貯 金 ・ 定 期 積 金	335,200,000	334,164,434	100.3%
貸 出 金	78,100,000	76,078,447	102.6%

(単位：長期共済・年金共済は千円、短期共済は件)

共 済 事 業 取 扱			
項 目	令和8年度計画	令和7年度実績	計 画 設 定 率
長 期 共 済 保 有 高	566,326,000	581,325,450	97.4%
うち生命総合共済保有高	173,400,000	178,643,249	97.0%
うち建物更生共済保有高	392,926,000	402,682,201	97.5%
年 金 共 済 保 有 高	7,365,000	7,382,691	99.7%
自 動 車 共 済	18,300	18,227	100.4%
自 賠 責 共 済	7,555	7,801	96.8%

# 令和8年度総合財務計画

(令和9年3月31日基準)

(単位：千円)

資 産		負 債 及 び 純 資 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>1. 信用事業資産</b>	<b>340,623,000</b>	<b>1. 信用事業負債</b>	<b>338,277,000</b>
(1) 現金	600,000	(1) 貯金	335,200,000
(2) 預金	228,900,000	(2) 借入金	507,000
系統預金	228,900,000	(3) その他の信用事業負債	2,570,000
(3) 有価証券	31,300,000	未払費用	470,000
(4) 貸出金	78,100,000	その他の負債	2,100,000
(5) その他の信用事業資産	1,950,000	<b>2. 共済事業負債</b>	<b>913,000</b>
未収収益	1,900,000	(1) 共済資金	472,000
その他の資産	50,000	(2) 共済未払利息	10,000
(6) 貸倒引当金	△ 227,000	(3) 未経過共済付加収入	430,000
<b>2. 共済事業資産</b>	<b>24,000</b>	(4) その他の共済事業負債	1,000
(1) その他の共済事業資産	24,000	<b>3. 経済事業負債</b>	<b>957,000</b>
<b>3. 経済事業資産</b>	<b>1,867,000</b>	(1) 経済事業未払金	602,000
(1) 経済事業未収金	1,400,000	(2) 経済受託債務	351,000
(2) 経済受託債権	300,000	(3) その他の経済事業負債	4,000
(3) 棚卸資産	312,000	<b>4. 雑負債</b>	<b>480,000</b>
繰越購入品	300,000	<b>5. 諸引当金</b>	<b>1,228,000</b>
その他の棚卸資産	12,000	(1) 賞与引当金	137,000
(4) その他の経済事業資産	36,000	(2) 退職給付引当金	862,000
(5) 貸倒引当金	△ 181,000	(3) 役員退職慰労引当金	16,000
<b>4. 雑資産</b>	<b>381,000</b>	(4) ポイント引当金	50,000
<b>5. 固定資産</b>	<b>6,405,000</b>	(5) 特例業務負担金引当金	163,000
(1) 有形固定資産	6,376,000	<b>負債の部合計</b>	<b>341,855,000</b>
減価償却資産	12,360,000	(純資産の部)	
土地	2,670,000	<b>1. 組合員資本</b>	<b>25,383,000</b>
減価償却累計額	△ 8,654,000	(1) 出資金	1,372,900
(2) 無形固定資産	29,000	(2) 資本準備金	1,200
<b>6. 外部出資</b>	<b>13,978,000</b>	(3) 利益剰余金	24,013,800
系統出資	13,903,000	利益準備金	5,662,400
系統外出資	75,000	その他利益剰余金	18,351,400
<b>7. 繰延税金資産</b>	<b>360,000</b>	任意積立金	17,799,566
		当期末処分剰余金	551,834
		(うち当期剰余金)	182,000
		(4) 処分未済持分	△ 4,900
		<b>2. 評価・換算差額等</b>	<b>△ 3,600,000</b>
		(1) その他有価証券評価差額金	△ 3,600,000
		<b>純資産の部合計</b>	<b>21,783,000</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>363,638,000</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>363,638,000</b>

# 令和8年度総合損益計画

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>1. 事業総利益</b>	<b>4,591,800</b>	(7) 販売事業収益	1,350,700
(1) 信用事業収益	3,733,900	販売品販売高	720,000
資金運用収益	3,617,500	販売手数料	375,600
(うち預金利息)	2,441,000	その他の収益	255,100
(うち有価証券利息)	284,000	(8) 販売事業費用	612,000
(うち貸出金利息)	858,000	販売品販売原価	535,100
(うちその他受入利息)	34,500	その他の費用	76,900
役務取引等収益	99,400	<b>販売事業総利益</b>	<b>738,700</b>
その他事業直接収益	-	(9) 保管事業収益	6,000
その他経常収益	17,000	<b>保管事業総利益</b>	<b>6,000</b>
(2) 信用事業費用	1,792,000	(10) 利用事業収益	208,000
資金調達費用	1,321,700	(11) 利用事業費用	76,800
(うち貯金利息)	1,299,000	<b>利用事業総利益</b>	<b>131,200</b>
(うち給付補填備金繰入)	6,400	(12) 宅地等供給事業収益	120,300
(うち借入金利息)	600	(13) 宅地等供給事業費用	75,300
(うちその他支払利息)	15,700	<b>宅地等供給事業総利益</b>	<b>45,000</b>
役務取引等費用	23,300	(14) その他の事業収益	310,800
その他事業直接費用	265,000	(15) その他の事業費用	70,700
その他経常費用	182,000	<b>その他の事業総利益</b>	<b>240,100</b>
<b>信用事業総利益</b>	<b>1,941,900</b>	(16) 指導事業収入	9,100
(3) 共済事業収益	933,300	(17) 指導事業支出	73,900
共済付加収入	901,300	<b>指導事業収支差額</b>	<b>△ 64,800</b>
その他の収益	32,000	<b>2. 事業管理費</b>	<b>4,490,300</b>
(4) 共済事業費用	40,000	(1) 人件費	2,938,900
共済推進費	30,000	(2) 業務費	545,400
その他の費用	10,000	(3) 諸税負担金	192,600
<b>共済事業総利益</b>	<b>893,300</b>	(4) 施設費	803,800
(5) 購買事業収益	2,964,200	(5) その他事業管理費	9,600
購買品供給高	2,674,200	<b>事業利益</b>	<b>101,500</b>
購買手数料	261,000	<b>3. 事業外収益</b>	<b>196,500</b>
その他の収益	29,000	<b>4. 事業外費用</b>	<b>22,000</b>
(6) 購買事業費用	2,303,800	<b>経常利益</b>	<b>276,000</b>
購買品供給原価	2,233,200	<b>5. 特別利益</b>	<b>-</b>
その他の費用	70,600	<b>6. 特別損失</b>	<b>16,000</b>
<b>購買事業総利益</b>	<b>660,400</b>	<b>税引前当期利益</b>	<b>260,000</b>
		法人税、住民税及び事業税	78,000
		法人税等調整額	-
		<b>法人税等合計</b>	<b>78,000</b>
		<b>当期剰余金</b>	<b>182,000</b>
		<b>当期首繰越剰余金</b>	<b>19,134</b>
		リスク対策積立金取崩額	270,000
		デジタル化推進積立金取崩額	8,900
		施設整備積立金取崩額	41,800
		地域農業振興積立金取崩額	30,000
		<b>当期未処分剰余金</b>	<b>551,834</b>

## 第4号議案資料

### 役員を選任について

#### 1. 理事候補者25名

(五十音順敬称略)

役員候補者区分	氏名 生年月日	組合員資格	略歴	所信
豊川東地区 推薦	あんどう けんじ 安藤 憲史 昭和45年9月17日	正	農業（大葉） 農業経営士 平成 9年11月 就農 平成11年 4月 青年部長 平成22年 3月 つまもの部会長 令和 5年 6月 非常勤理事就任 (現在に至る) 《認定農業者》	多彩な意見・要望に耳を傾け、より良い方向性を見出し、協力して厳しい時代を乗り越えていける組織作りに尽力します。
音羽地区 推薦	いその かずのり 磯野 一則 昭和33年5月28日	正	農業（水稻、野菜） 昭和62年 6月 音羽町役場 入職 平成31年 3月 豊川市役所 退職 平成31年 4月 同 再任用 令和 5年 6月 非常勤理事就任 (現在に至る) 《実践的な能力を有する者》	JAひまわりの経営と事業運営に寄与していきます。
一宮地区 推薦	いまいずみ きょうこ 今泉 京子 昭和31年11月28日	正	農業（トマト、野菜） 昭和53年 4月 就農 平成13年 4月 女性部長 令和 5年 6月 非常勤理事就任 (現在に至る) 《実践的な能力を有する者》	農業を取りまく環境の厳しい中、組合員の豊かな暮らしを守る為に、役員としてJAの運営に努めます。
一宮地区 推薦	いまいずみ のりお 今泉 教夫 昭和33年11月8日	正	農業（大葉、鉢物） 農業経営士 昭和62年 4月 就農 平成 6年 4月 青年部長 平成23年 6月 非常勤監事就任 平成26年 3月 つまもの部会長 平成29年 7月 豊川市農業委員 令和 5年 6月 非常勤理事就任 (現在に至る) 《認定農業者》	職員のモチベーションが上がれば農家もレベルアップします。農協職員の意識改革に努め、組織と組合員の関係を熟知し、より信頼されるJAを目指します。
女性組織 推薦	おおい れいこ 大井 礼子 昭和33年10月25日	正	農業（野菜） 令和 6年 4月 女性部長 《実践的な能力を有する者》	女性の意見をよく聴き、そのかけ橋になり、JAひまわりの向上に努めます。

役員候補者区分	氏名 生年月日	組合員資格	略歴	所信
学識経験 推薦	おおはし やすき 大橋 康樹 昭和45年9月5日	准	令和 3年 4月 J Aひまわりリスク管理室長 令和 5年 4月 同 金融共済部長 (現在に至る) 《実践的な能力を有する者》	J Aとして総合事業の強みを発揮し、組合員・利用者の皆様の負託に応えるべく全力を尽くします。
音羽地区 推薦	おおばやし みつじ 大林 充始 昭和32年12月29日	正	農業（水稲） 昭和55年 4月 音羽町役場 入職 平成28年 3月 豊川市役所 退職 平成28年 4月 (福)豊川市社会福祉協議会 就職 (令和7年3月退職) 令和 2年 6月 非常勤理事就任 令和 5年 6月 非常勤代表監事就任 (現在に至る) 《実践的な能力を有する者》	J Aの3つの理念を念頭に置き、J Aひまわりが 発展できるように全力を 尽くします。
豊川中地区 推薦	おかだ いくこ 岡田 育子 昭和38年3月24日	正	農業（水稲） 平成 元年 9月 就農 令和 5年 6月 非常勤監事就任 (現在に至る) 《実践的な能力を有する者》	理事として組合員の意見を 事業運営に反映するよう に努力します。女性の 意見をより多く伝え、組 織の活性化と農業の発 展に努めます。
豊川西地区 推薦	かみや たかゆき 神谷 隆行 昭和50年4月11日	正	農業（水稲） 平成10年 4月 就農 平成26年 6月 非常勤監事就任 平成29年 6月 非常勤理事就任 令和 5年 6月 非常勤監事就任 (現在に至る) 《実践的な能力を有する者》	元水稲オペレーターとし ての経験を活かし、J A 運営への提案をしていき ます。
豊川中地区 推薦	かわい ひろひさ 河合 宏尚 昭和34年7月17日	正	農業（スプレーマム） 平成24・25年度 愛知県スプレーマム部会長 平成25年 3月 スプレーマム部会長 平成29年 8月 豊川市農業委員 令和 2年 6月 非常勤監事就任 令和 2年 8月 豊川市農業委員会 農地利用最適化推進委員長 令和 5年 6月 非常勤理事就任 (現在に至る) 《実践的な能力を有する者》	農業に携わる世帯の生 活の安定と地域農業の 発展に全力を尽くしま す。
学識経験 推薦	きとう しょういち 木藤 昇一 昭和39年1月7日	准	平成24年 4月 J Aひまわり総合企画部長 平成27年 4月 同 営農部長 平成29年 6月 同 総合企画部長 令和 2年 6月 常務理事就任 令和 5年 6月 常務理事重任 (現在に至る) 《実践的な能力を有する者》	人と人とのつながりを第 一に、地域農業の振興支 援と組合員の生活向上、 組合の健全経営に尽力し ます。

役員候補者区分	氏名 生年月日	組合員資格	略歴	所信
一宮地区 推薦	こんだ たかし 近田 貴 昭和35年7月11日	正	農業（水稲、野菜） 昭和59年 4月 愛知県経済連入会 平成30年 3月 同 退職 平成30年 4月 就農 令和 2年 8月 豊川市農業委員 令和 5年 6月 非常勤監事就任 （現在に至る） 《実践的な能力を有する者》	農家人口が減少するなか、JA事業の方向、組合員へのサービス維持を考えていきたい。
豊川東地区 推薦	こんどう とおる 近藤 透 昭和36年10月13日	正	農業（イチゴ） 昭和59年 4月 就農 令和 5年 8月 いちご部会長 《実践的な能力を有する者》	地域社会と共に、魅力ある農業経営が営めるよう、協同・共生・互助の視点等で、JA運営に努めます。
御津地区 推薦	さかきばら ひでと 榊原 秀人 昭和36年9月11日	正	農業（イチゴ、イチジク、水稲） 昭和58年 4月 豊橋青年農業士会長 平成 7年 4月 青年部長 令和 5年11月 いちじく部会長 《実践的な能力を有する者》	近年の情勢、JAの現状を理解し、適切な運営に協力し改善に努力したい。
一宮地区 推薦	すぎえ しげひろ 杉江 繁宏 昭和36年12月10日	正	農業（トマト、メロン、水稲） 農業経営士 昭和56年 4月 就農 平成10年 4月 青年部長 平成22年 9月 とまと部会長 令和 2年 6月 非常勤理事就任 令和 5年 6月 非常勤理事重任 （現在に至る） 《認定農業者に準ずる者》	JA理念を遵守し、組合員と職員に寄り添い将来持続可能な農業の健全経営に努めます。「正々堂々」
女性組織 推薦	すぎもと 杉本 あき 昭和33年9月17日	正	農業（白ネギ、オクラ） 平成12年 6月 就農 平成19年 4月 農村生活アドバイザー 令和 3年 4月 農村生活アドバイザー 東三河支部会長 令和 5年11月 豊川総合用水土地改良区理事 （現在に至る）	JA組織の健全な発展に貢献していく為に、現場の声を聴き、固定観念にとらわれることなく職務を果たします。

役員候補者区分	氏名 生年月日	組合員資格	略歴	所信
小坂井地区 推薦	たかはし きよひと 高橋 聖吏 昭和36年11月29日	正	農業（水稲、野菜、果樹） 農業経営士 昭和57年 3月 就農 平成26年 6月 非常勤監事就任 平成29年 6月 非常勤理事就任 令和 2年 6月 非常勤理事重任 令和 5年 6月 非常勤理事重任 （現在に至る） 《認定農業者に準ずる者》	役員としての責務を自覚し、組合員・利用者の元気づくりに貢献できるように努力します。
御津地区 推薦	なかにし まさゆき 中西 昌幸 昭和40年7月12日	正	農業（ガーベラ、水稲） 平成26年 3月 洋花部会長 平成26年 4月 愛知県花き温室園芸組合連合会副会長 令和 2年 6月 非常勤理事就任 令和 5年 6月 非常勤理事重任 （現在に至る） 《認定農業者》	持続可能な農業経営と、組合員、地域社会の発展に努めます。
豊川中地区 推薦	ひじかた としゆき 土方 敏由 昭和39年7月13日	正	農業（ハーブ類、木ノ芽、水稲） 農業経営士 平成27年 4月 東三温室園芸農協 ハーブ部会長 平成29年 4月 同 木ノ芽部会長 令和 元年 6月 同 監事 令和 5年 6月 非常勤理事就任 （現在に至る） 《認定農業者》	役員としての責務を自覚し、地域農業の発展と組合員の更なる生活向上の為に尽くします。
小坂井地区 推薦	ふじしま のりえ 藤島 則枝 昭和34年9月9日	正	農業（水稲、野菜） 平成 7年 4月 農村生活アドバイザー 平成23年 4月 女性部長 令和 2年 6月 非常勤理事就任 令和 4年 4月 豊川市農業委員 令和 5年 6月 非常勤理事重任 （現在に至る） 《実践的な能力を有する者》	そ菜、花作りを通しての経験と女性としての視点を活かし、理事として経営の向上を図り、組合員の意見を反映させていきます。
学識経験 推薦	みぞぐち たかふみ 溝口 隆文 昭和45年10月20日	准	令和 3年 4月 JAひまわり総合企画部長 （現在に至る） 《実践的な能力を有する者》	持続可能な農業経営、地域農業振興、JA経営に尽力します。

役員候補者区分	氏名 生年月日	組合員資格	略歴	所信
豊川東地区 推薦	むらかわ かずひろ 村川 和弘 昭和50年4月25日	正	農業（なめこ、木耳） 平成11年 4月 JAひまわり入組 平成21年 3月 JAひまわり退職 平成21年 4月 就農 令和 5年 6月 非常勤理事就任 （現在に至る） 《実践的な能力を有する者》	役員としての責務を自覚し、組合員と職員に寄り添い、地域農業の発展に貢献します。
豊川西地区 推薦	やなせ しょういち 柳瀬 正一 昭和39年4月20日	正	農業（水稻） 平成21年 1月 就農	役員として、健全で透明性の高い運営に努めます。
豊川西地区 推薦	やまぐち なおひろ 山口 直宏 昭和31年4月3日	正	農業（大葉） 昭和53年 4月 愛知県豊橋農業改良普及所入職 平成29年 3月 愛知県東三河農林水産事務所田原農業改良普及課退職 平成29年 6月 非常勤理事就任 令和 5年 6月 非常勤理事就任 （現在に至る） 《認定農業者》	地域農業の活性化及び農業の担い手が持続可能な農業振興に努力します。
御津地区 推薦	やまぐち まさこ 山口 雅子 昭和33年10月12日	正	農業（水稻、いちご、イチジク） 令和 3年 4月 女性部長 令和 4年 4月 農村生活アドバイザー 豊川ブロック長 令和 5年 6月 非常勤理事就任 （現在に至る） 《実践的な能力を有する者》	組合員とのパイプ役となり女性の意見をより多く伝え、組織の活性化と地域農業の発展に努めます。

## 2. 監事候補者5名

(五十音順敬称略)

役員候補者区分	氏名 生年月日	組合員資格	略歴	所信
学識経験 推薦	おおい としひろ 大井 年弘 昭和38年1月17日	正	平成26年 4月 J Aひまわり生活部長 令和 2年 6月 同 監査室長 令和 5年 3月 同 退職 令和 5年 4月 同 再雇用 令和 5年 6月 常勤監事就任 (現在に至る)	監事として事業運営を点検し、健全経営と信頼性向上に貢献できるよう努めます。
員外監事 推薦	かきの え 柿野 さと恵 昭和48年7月7日	員外	平成23年12月 柿野さと恵 行政書士事務所開業 令和 4年 5月 行政書士法人ポラリス設立 代表社員 令和 5年 6月 員外監事就任 (現在に至る)	員外監事として健全で透明性の高い運営がなされていることを確認し、経営の信頼性向上に寄与していきます。
豊川東地区 一宮地区 推薦	しみず ゆみこ 清水 由美子 昭和37年6月16日	正	農業(花き、アスパラガス、野菜) 昭和62年 2月 就農 平成27年 4月 農村生活アドバイザー	健全で透明性の高い運営がなされているか確認していきます。
豊川西地区 御津地区 推薦	なかた のりひで 中田 典秀 昭和46年7月7日	正	農業(鉢花、水稻) 平成 4年 4月 就農	組合員の意見を的確に把握し、経営の透明性確保を目指します。
豊川中地区 音羽地区 小坂井地区 推薦	まえだ もとはる 前田 元治 昭和35年5月10日	正	農業(水稻) 平成24年 4月 就農 平成29年 8月 とまと部会長 令和 2年 7月 豊川市農業委員 令和 5年 7月 豊川市農業委員会 農地利用最適化推進委員 (現在に至る)	監事として事業運営を点検し、経営の信頼性向上に寄与していきます。

- (注) 1. 農業経営基盤強化促進法第13条第1項に定める認定農業者5名、農業協同組合法施行規則（以下、「施行規則」という。）第76条の2第1項第1号で定める認定農業者に準ずる者2名、農業協同組合法（以下、「農協法」という。）第30条第12項第2号で定める実践的な能力を有する者16名の計23名により、施行規則第76条の2第1項第2号の要件を満たしております。
2. 理事候補者のうち、農協法第30条第12項第2号の規定に該当する者（実践的な能力を有する者）は次のとおりです。当該候補者については、経験や実績等から当組合の行う事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有すると判断しております。
- ①当組合および農協組織関係者であり、役員、部・次長以上の経験者、又は営農事業関係に携わったOB・OG。
  - ②国・県において農政、試験研究などの農業に関連する業務に携わった者、又は地方公共団体において農政、農業改良普及、農地管理等の業務に携わった者。
  - ③豊川市農業委員の経験者。
  - ④常時雇用する従業員数が一定規模（50名程度）以上の会社において部長レベル以上の役職を経験した者、又は当組合が行う業務に精通した者。
  - ⑤生産部会代表の経験を有する者。
  - ⑥上記①～⑤に準ずる者。
3. 施行規則第76条の2第1項第1号の規定に該当する者（認定農業者に準ずる者）は次のとおりです。
- イ. 認定農業者である法人の重要使用人
  - ロ. 認定農業者OB・OG
  - ハ. 認定農業者の行う農業に従事し、その経営に参画する親族
  - ニ. 認定就農者
  - ホ. 経営所得安定対策交付金の対象となる要件を満たす集落営農組織の役員
  - ヘ. 国・地方公共団体の計画に位置づけられた中心的農業者又はその者の行う農業に従事し、その経営に参画する親族
  - ト. 指導農業士
  - チ. 基本構想水準到達者又はその者の行う農業に従事し、その経営に参画する親族
  - リ. 生産部会等の代表
4. 役員候補者と当組合との間における特別の利害関係は次のとおりです。
- ①理事候補者 大林充始氏、神谷隆行氏、中西昌幸氏、土方敏由氏、村川和弘氏、柳瀬正一氏、山口直宏氏は、当組合との間に貸付の利用関係があります。
  - ②監事候補者 大井年弘氏、中田典秀氏は、当組合との間に貸付の利用関係があります。
5. 当組合では、当組合の理事及び監事の全員を被保険者とする農協法第35条の8第1項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約は、被保険者が組合の役員の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用の損害等を補填するものです。
6. 柿野さと恵氏は員外監事候補者であります。
7. 柿野さと恵氏を員外監事候補者とした理由は、同氏の経験を当組合の監査に活かしていただきたいため、員外監事としての選任をお願いするものであります。

## 第6号議案資料

### 退任役員に対する役員退職慰労金の支給について

退任役員の略歴

(五十音順敬称略)

氏 名	略 歴
伊藤 浩巳	令和 5年 6月 非常勤理事就任 金融委員 (現在に至る)
今泉 秀哉	令和 5年 6月 代表理事組合長就任 (現在に至る)
大瀧 隆昭	令和 5年 6月 非常勤理事就任 経済委員 (現在に至る)
岡本 武志	令和 2年 6月 非常勤理事就任 令和 5年 6月 非常勤理事重任 経済委員 (現在に至る)
小澤 岩次	平成29年 6月 非常勤理事就任 令和 2年 6月 非常勤理事重任 令和 5年 6月 非常勤理事重任 豊川中事業所担当理事・総務委員 (現在に至る)
酒井 俊明	令和 2年 6月 非常勤代表監事就任 令和 5年 6月 非常勤理事就任 経済委員長・金融委員 (現在に至る)
榊原 利男	令和 5年 6月 非常勤監事就任 (現在に至る)
種井 務	令和 5年 6月 非常勤監事就任 (現在に至る)
外山 誓子	令和 2年 6月 非常勤理事就任 令和 5年 6月 非常勤理事重任 総務委員 (現在に至る)
中村 敏明	令和 2年 6月 非常勤監事就任 令和 5年 6月 非常勤理事就任 金融委員長・経済委員 (現在に至る)
波多野 喜啓	平成26年 6月 非常勤理事就任 平成29年 6月 非常勤監事就任 令和 2年 6月 非常勤理事就任 令和 5年 6月 非常勤理事重任 御津事業所担当理事・総務委員長 (現在に至る)

氏 名	略 歴
伴野 雅章	令和 2年 6月 専務理事就任 令和 5年 6月 専務理事重任 企画・管理担当 総務委員 (現在に至る)
吉村 正則	平成29年 6月 常勤監事就任 令和 2年 6月 常勤監事重任 令和 5年 6月 常務理事就任 信用・共済事業担当 総務委員・金融委員 (現在に至る)

## 報告事項2

### J Aバンク基本方針の一部変更について

J Aバンク基本方針については、金融情勢の変化、J Aバンク会員の経営状況等を踏まえ、J Aバンクシステムの十分な信頼性を確保する観点から、毎年検証し、必要に応じて当該方針の内容を変更することとされている。

今般、農林中央金庫（以下「農林中金」という。）は、J Aバンク会員を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、J Aバンク会員が経営の持続性を確保し、健全な金融機関として信頼性を維持していくため、令和8年3月19日開催の農林中金臨時総代会において、J Aバンク基本方針の変更にかかわる承認を受けた。

については、その主な変更内容および変更後のJ Aバンク基本方針を次のとおり報告する。

#### (1) 主な変更内容

##### ① マネロン・金融犯罪等への取組強化に向けた対応

J Aバンクシステムの基本的方向に「マネー・ローンダリングや金融犯罪等、金融システムの不正利用の抑止へ不断に取組む」旨を定める。

##### ② その他

信用事業再編強化法に定める特定承継会社設置にかかる特例措置が、令和8年3月31日で終了することを踏まえ、関連する定めを削除する。

(注) 特定承継会社とは、農林中金がJ A・信連からの信用事業譲受に要するシステムを開発するまでの間、農林中金に代わる受皿として時限的に整備されたものであり、活用実績はない。

#### (2) 変更後のJ Aバンク基本方針（本文）

変更後のJ Aバンク基本方針は、次のとおりである。

# 「JAバンク基本方針」

## I 「JAバンクシステム」の基本的方向

「JAバンク会員」（農林中金の会員のうち信用事業を行うJAと信連、および農林中金）は、本方針を遵守し、以下の事項について一体的に取り組むことにより、「JAバンクシステム」を確立する。

（以下、本方針において、特に注記のない限り、「JA」には1県1JAを含み、「信連」には農林中金へ一部事業譲渡を行った信連を含むものとする。）

- 1 JA・信連・農林中金の総合力を結集し、全体として実質的に一つの金融機関として機能するような運営システムを確立する。
- 2 マネー・ローンダリングや金融犯罪等、金融システムの不正利用の抑止へ不断に取り組むとともに、全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供を行う。
- 3 JAバンク全体として、資金を安全かつ効率的に運用・活用し、経営体制・リスク管理能力・財務体力を超えた資金運用を防止する。
- 4 将来にわたり健全な経営を持続するため、自ら経営管理を高度化し、問題の早期発見と経営改善に取り組む。
- 5 経営改善が困難な場合には、経営破綻を未然に防止するため、速やかに組織統合を行う。
- 6 指定支援法人に基金を設定し財源を予め確保するとともに、経営改善や組織統合に必要な支援を行う。

## II 「JAバンク会員」の役割等

### 1 農林中金の役割

- (1) 農林中金は、JAバンクの総合的戦略および内部管理態勢の構築にかかる指針（以下「総合的戦略等」という。）を樹立するとともに、本方針に基づき、信連・JAに対して必要な指導を行う。
- (2) 農林中金は、JAバンクシステムの適切な運営を行うため、経営管理委員会の下に信連・JAの代表者等からなる「JAバンク中央本部」（以下「中央本部」という。）を設置する。  
本方針に基づく個別指導の発動、指定支援法人への支援要請、本方針を遵守しない会員に対するペナルティー措置の発動等に関しては、必ず中央本部に付議する。
- (3) 農林中金は、(1)の役割を的確かつ効率的に果たすため、Ⅲの3の報告等にかかわらず、なお必要がある場合、JA・信連が会計監査を受ける会計監査人との間で情報連携を図る。
- (4) 農林中金は、JA・信連の経営管理の高度化に向けた取組みを支援する。

### 2 JA・信連の役割

- (1) JA・信連は、本方針および本方針に基づく農林中金の指導を遵守する。
- (2) 信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）は「JAバンク県本部」を設置し、管内JAが本方針を遵守するように指導し、JAは信連の指導を遵守する。なお、管内JAの合意が得られる場合は、本方針より厳しい基準に基づいて指導することができる。  
ただし、信連によるJAの指導に著しい困難が生じた場合には、信連が常態に復するまでの間、農林中金がJAに対し必要な指導を行う。  
（注）信連によるJAの指導に著しい困難が生じた場合等については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。
- (3) 信連（統合県域（信連が事業譲渡を行った県域）においては農林中金、1県1JA県域においてはJA。）は、JAバンクの総合的戦略に基づく県域戦略を策定し、一体的な事業運営に取り組む。
- (4) 信連は、JAの経営管理の高度化に向けた取組みを支援する。

### 3 中央会・全共連との連携

- (1) 農林中金は、Ⅱの1の役割を的確かつ効率的に果たすため、必要があるときは、全国農協中央会、都道府県農協中央会および全国共済農業協同組合連合会（以下「全共連」という。）と連携を図る。
- (2) 信連は、Ⅱの2の役割を的確かつ効率的に果たすため、必要があるときは、都道府県農協中央会および全共連と連携を図る。
- (3) 農林中金は、(1)の一環として、Ⅲの3(1)に基づきJAから報告される情報およびその他関連情報等について、必要があるときは、全国農協中央会、都道府県農協中央会および全共連との間で情報連携を図る。
- (4) 信連は、(2)の一環として、Ⅲの3(1)に基づきJAから報告される情報およびその他関連情報等について、必要があるときは、都道府県農協中央会および全共連との間で情報連携を図る。

## Ⅲ 「JAバンク会員」の責務

### 1 JAバンクの一体的な事業運営

JA・信連（統合領域（信連が事業譲渡を行った領域）においては農林中金）は、次のとおり、JAバンクの総合的戦略等に基づいて、一体的な事業運営を行う。

- (1) JA・信連は、JAバンクにおいて基本とするシステム（JASTEM、系統決済データ通信システム）・事務により、全国どこでも統一された金融商品・サービスの提供を行う。
- (2) JA・信連は、災害等の発生により業務継続に支障が生じた場合であっても、利用者に必要な金融サービスが全国どこでも提供できるよう、別途定めるJAバンク業務継続基本要綱を遵守する。
- (3) (1)および(2)の前提として、JA・信連は法令等を遵守のうえ、金融機関として必要な内部管理態勢を全国どこでも統一的な水準で確保する。

### 2 JAバンク全体の安全・効率運用の確保

JA・信連は、JAバンク全体での安全・効率運用の確保を図るため、次のとおり、信連・農林中金に対する資金の預入等を行う。

- (1) JAは信連・農林中金に、信連は農林中金に貯金の相当割合を預け入れすることとし、この割合は、原則として、2分の1を下限とする。  
ただし、JAは信連に、余裕金の相当割合を預け入れすることも可能とし、この割合は、原則として、3分の2を下限とする。
- (2) JA・信連は、別途定める相互援助預金預託基準を遵守する。
- (3) JA・信連は、別途定める余裕金運用にかかる自主ルールを遵守する。

### 3 経営状況の報告等

- (1) JA・信連は、JAバンクシステム運営の基礎として、経営管理資料、体制整備状況、検査・監査の指摘事項等、その他経営状況に関する事項等について、JAは信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）経由で、信連は直接農林中金に報告を行うほか、農林中金が求める調査に応じる。
- (2) 本方針に定める基準に該当するJAは、農林中金が信連と連携して行う資産の精査、業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング）に応じる。
- (3) 本方針に定める基準に該当する信連は、農林中金が行う資産の精査、業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング）に応じる。

（注）(1)の経営状況に関する報告および(2)(3)の資産精査・実査の基準については、別紙1-1および1-2に定める。

### 4 資金運用制限ルールの遵守

資金運用（貸出・有価証券等）が体制と能力を超えて行われることを防止するため、実質自己資本比率等にかかる基準、業務執行体制にかかる基準に該当するJA・信連は、資金運用範囲の制限を行い、体制、体力に応じた資金運用とし、リスク抑制による損失拡大を防止する。

(注) 資金運用制限ルールの発動基準は、別紙2-1および2-2に、資金運用制限の内容は、別紙3に定める。

## 5 経営改善ルールの遵守

- (1) 経営悪化や破綻を未然に防止するため、実質自己資本比率等にかかる基準に該当するJA・信連は、経営管理体制の整備、経費削減・合理化、資本増強、信用事業の再編（以下「事業再編」という。）等の経営改善策を実行する。また、業務執行体制にかかる基準に該当するJA・信連は、体制の見直し等の業務執行体制の改善を実行する。
- (2) この場合、JA・信連が指定支援法人から支援を受けるためには、本方針に定める支援の前提条件を充足しなければならない。

(注) (1)の経営改善ルールの発動基準は、別紙2-1および2-2に、(2)の支援策および支援の前提条件は、別紙4に定める。

## 6 組織統合ルールの遵守

- (1) JAバンクシステムの信頼性と金融機能の維持を図るため、JA・信連は、経営継続上の重大な問題が生じた場合に、6か月以内（経営破綻の場合直ちに）に、JAは信連・農林中金に、信連は農林中金に信用事業譲渡等を行う。
- (2) この場合、JA・信連が指定支援法人から支援を受けるためには、本方針に定める支援の前提条件を充足しなければならない。
- (3) この場合、法令に基づいて、信用事業譲渡を行ったJAは信連・農林中金の業務代理を行うことができる。

(注) (1)の組織統合ルールの発動基準は、別紙2-1および2-2に、(2)の支援策および支援の前提条件は、別紙4に定める。

## 7 会計監査人監査等への適切な対応

- (1) 法令または定款により会計監査人を置くべきJA・信連は、内部統制を適切に確立したうえで、会計監査人による会計監査（以下「会計監査人監査」という。）に基づいて経営の透明性および信頼性を確保する。
- (2) (1)に該当しないJAは、会計監査人を置く旨の定款の定めを設けるよう努める。また、当該JAは、内部統制を適切に確立したうえで、当該定款の定めを設けるまでの間農林中金が求める会計監査人監査に代わる調査に応じる。

(注) (2)の調査の実施基準および内容は、別紙5-1に定める。

## 8 信用事業運営体制の再編成を行う場合の指導の遵守

- (1) 営農・経済事業に注力することを目的として信連・農林中金への信用事業譲渡による信用事業運営体制の再編成を希望するJA（以下「再編成希望JA」という。）は、信用事業譲渡を含めた信用事業再編成計画を策定し、実践する。
- (2) この場合、JAが指定支援法人から支援を受けるためには、本方針に定める支援の前提条件を充足しなければならない。
- (3) この場合、法令に基づいて、信用事業譲渡を行ったJAは信連・農林中金の業務代理を行うことができる。

(注) (2)の支援策および支援の前提条件は、別紙6に定める。

## 9 指定支援法人への財源拠出

- (1) JA・信連・農林中金は、指定支援法人に対して、別途定める基準（負担割合等）に基づき、毎年度必要な財源拠出等を行う。
- (2) この拠出負担金割合は、各県における問題発生の有無等に応じて、格差をつけるものとする。

#### IV 「JAバンク会員」が享受するメリット

本方針を遵守する「JAバンク会員」は次のメリットを享受することができる。

- 1 「JAバンク会員名簿」に登録のうえ、組合員・利用者等に周知。
- 2 全国統一されたシステムの利用と、これを活用した機能・商品の取扱い。
- 3 農林中金がサービスマーク登録を行っている「JAバンク」商標、およびこれを使用した通帳・カード等共通資材の活用。
- 4 指定支援法人の支援。

#### V 基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）

JAバンク全体の信頼性を確保するため、本方針を遵守しない会員に対し、農林中金は遵守の勧告・ペナルティー措置の発動に関する警告を行い、これを経てなお改善が認められない場合には、JAバンク会員からの強制脱退措置を講じるものとする。

（注）基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）は、**別紙7**に定める。

#### VI 基準等の変更

本方針の内容・基準については、金融情勢の変化、JAバンク会員の経営状況等を踏まえ、JAバンクシステムの十分な信頼性を確保する観点から、毎年検証を行い、必要に応じて変更を行う。

（附 則）

- 1 平成16年6月25日付一部変更に伴う**別紙2**の基準の適用については、平成15事業年度にかかるJA・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査より適用する。
- 2 平成17年6月24日付一部変更に伴う**別紙2**の基準の適用については、平成16事業年度にかかるJA・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査より適用する。
- 3 平成17年6月24日付一部変更に伴う、**別紙3-1**、**3-3**の自力再建型資本注入を受けたJAにかかる基準、**別紙4**の組織統合型・自力再建型資本注入の支援実施の前提条件については、平成17年6月24日以降のJAバンク中央本部委員会において新たに審議を開始する資本注入案件より適用する。
- 4 平成18年6月27日付一部変更に伴う、**別紙2**の資産精査の実施基準の適用については、平成17事業年度にかかるJA・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査より適用する。
- 5 平成19年6月26日付一部変更に伴う、**別紙4**の組織統合型・自力再建型資本注入および資金贈与の支援実施の前提条件については、平成19年6月26日以降のJAバンク中央本部委員会において新たに審議を開始する資本注入および資金贈与の案件より適用する。
- 6 平成20年6月25日付一部変更に伴う、**別紙2**の資産精査・業務執行体制にかかる実査の実施基準の適用については、平成19事業年度にかかるJA・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査・実査より適用する。
- 7 平成22年3月26日付一部変更に伴う基準等の適用については、平成21年12月期決算にかかるJA・信連の経営状況の報告より適用する。

- 8 平成 25 年 3 月 22 日付一部変更に伴う、**別紙 1-2**の新たな業務執行体制に関する報告（体制整備モニタリング）については、平成 25 事業年度の「業務執行体制に関する報告」より適用する。
- 9 平成 25 年 3 月 22 日付一部変更に伴う、**別紙 2-2**の要改善 J A（体制整備基準）および体制整備の指定基準によるレベル格付については、平成 24・25・26 事業年度の「業務執行体制に関する報告」において、改善に向けた取組みが行われている場合には指定を行わない。
- 10 平成 25 年 3 月 22 日付一部変更に伴う、**別紙 2-2**の要改善 J A（体制整備基準）の指定にあたっては、平成 27 事業年度の「業務執行体制に関する報告」において、猶予期間を設けない。
- 11 平成 26 年 6 月 25 日付一部変更に伴う、**別紙 2-1**の要改善 J A（経営点検基準）にかかるレベル格付基準については、平成 27 年 1 月 1 日より適用する。なお、指定後経過期間については、平成 26 年 1 月 1 日時点で既に要改善 J A（経営点検基準）に指定を受けている J Aには「指定後 2 年経過」を「1 年経過」に短縮のうえ適用する。
- 12 平成 26 年 6 月 25 日付一部変更に伴う、**別紙 2-2**の「役員が関与する等ガバナンスに問題ある不祥事が発生した場合」の基準については、平成 27 年 1 月 1 日より適用する。
- 13 平成 28 年 3 月 16 日付一部変更については、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）の施行日（平成 28 年 4 月 1 日）より適用する。
- 14 平成 30 年 3 月 16 日付一部変更に伴う、Ⅲの 7、**別紙 1-1**の会計監査報告の写しの提出、**別紙 1-2**の会計監査人の退任にかかる報告および業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング）の実施基準、**別紙 2-2**の指定基準ならびに**別紙 5-1**については、平成 31 事業年度より適用する。
- 15 平成 30 年 3 月 16 日付一部変更に伴う、**別紙 4**の資本注入（事業再編型）および資金贈与（財務支援・事業再編型）にかかる支援の前提条件は、平成 30 年 3 月 16 日時点で既にレベル 1、2 の指定を受けている J Aには「指定後 1 年以内」を「平成 31 年 3 月 16 日まで」と読み替えて適用する。
- 16 平成 30 事業年度または平成 31 事業年度の開始の時ににおいて農業協同組合法施行令第 22 条第 1 項に定める規模に達しておらず、かつ、事業再編による経営基盤の強化を選択することを理事会、経営管理委員会または総会等で決定したうえで、その旨を平成 31 年 5 月 31 日までに農林中金に報告した J A（レベル格付の指定を受けている J Aを除く。以下「事業再編選択 J A」という。）にかかる本方針の適用ならびに支援策と支援の前提条件は、**別紙 5-2**による。
- 17 **別紙 2-2**にかかわらず、平成 31 事業年度の「業務執行体制に関する報告」において資金運用体制（貸出・審査体制）の未整備が確認された J Aのレベル格付指定までの猶予期間は、J Aバンク健全化要綱において定める。
- 18 平成 31 年 3 月 14 日付一部変更に伴う、Ⅱの 3、Ⅲの 3、**別紙 1-1**、**別紙 1-2**の中央会等との連携および J A全国監査機構監査にかかる報告等については平成 31 年 9 月 30 日より適用する。ただし、当該日より前に組織変更を行った都道府県農協中央会については、当該組織変更を行った日より適用する。

- 19 平成31年3月14日付一部変更に伴う、**別紙1-2**の会計監査人にかかる業務執行体制に関する報告、業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング）の実施基準、**別紙2-2**のレベル格付（会計監査）の指定基準については、平成31事業年度より適用する。
- 20 平成31年3月14日付一部変更に伴う、**別紙1-1**の資産精査の実施基準、**別紙2-1**の要改善JA（経営点検基準）の指定基準については、平成31事業年度にかかるJA・信連の経営状況の報告より適用する。
- 21 平成31年3月14日付一部変更に伴う、**別紙1-2**の不祥事等が発生・発覚した場合の対応、**別紙2-2**のレベル格付（不祥事点検）および要改善JA（不祥事点検基準）の指定基準等については、平成31年9月30日より適用する。
- 22 令和7年3月13日付一部変更に伴う、**別紙1-1**の資産精査の実施基準、**別紙2-1**の要改善JA（経営点検基準）の指定基準については、令和7事業年度にかかるJA・信連の経営状況の報告から適用することとし、令和6事業年度にかかるJA・信連の経営状況の報告に関しては従前の例による。
- 23 令和8年3月19日付一部変更に伴う、I中「農林中金が信用事業を譲り受ける際に設置する特定承継会社については、別表のとおり本方針を適用する。」、IIの1（3）および別表の削除、ならびにIIの1（4）（5）の変更については、令和8年4月1日より適用する。

以上

# 基本方針別紙体系図



# 別紙 1 - 1

## J A・信連の経営状況に関する報告等

### 1 財務に関する報告（財務モニタリング）

J A・信連は、経営状況に関する事項として、以下の資料等について、J Aは信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）経由で、信連は直接農林中金あて提出・報告する。

経営管理資料	
通期実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 通期決算実績および事業計画にかかる基礎情報</li> <li>○ 事業量・B/S・P/L・自己資本比率・余裕金運用の状況等の基礎情報</li> <li>○ 会計関連資料：減損損失、繰延税金資産等（J A）</li> <li>○ 決算速報（信連）</li> </ul>
上半期実績（仮決算）	○ 事業量・損益にかかる基礎情報
期末の決算見込	○ 損益・自己資本比率による基礎情報（J A）
その他経営状況に関する事項	
早期警戒制度に基づく行政庁命令を受けた場合、その旨を速やかに報告する。 その他、指導業務の遂行上必要な場合、求められた報告を行う。	
系統B I Sシステムを使用した経営状況に関する報告	
J A・信連は系統B I Sシステムを使用して報告を行い、農林中金・信連は、指導業務の遂行上必要な場合、系統B I Sシステムによるモニタリングを行う。	

- ・報告を求める事項・提出期限等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（J Aについては、J Aバンク健全化要綱において定める。）
- ・上記にかかわらず個別に報告・調査を求める場合、農林中金は中央本部に付議する。

### 2 資産精査の実施基準

「財務に関する報告」に基づき、以下の実施基準に該当し、かつ、農林中金が精査対象として決定したJ A・信連は、農林中金が信連と連携して行う（精査対象が信連の場合、農林中金が行う）資産の精査に応じる。

➤ 「財務に関する報告」をもとに算定した数値が以下に該当する場合		
○別紙2-1に定めるレベル格付の指定基準に該当する場合		
○別紙2-1に定める要改善J Aの指定基準に該当する場合		
○以下の項目が指定基準に該当する場合		
貸出等 信用供与	(1) 分類債権比率	対信用供与額 20%以上
	(2) 貯貸率	70%以上
	(3) 特定業種への与信	中央本部で審議のうえ経営管理委員会で決定した基準 （J Aについての具体的な基準は、J Aバンク健全化要綱で定める）
	(4) 大口与信先への与信（J Aに限り適用）	
	(5) 非保全債権（大口与信先のうち要管理先以下）考慮後自己資本比率	
有価証券	(1) 貯証率（J Aに限り適用）	15%以上
固定資産等	(1) 事業利益赤字	中央本部で審議のうえ経営管理委員会で決定した基準 （J Aについての具体的な基準は、J Aバンク健全化要綱で定める）
	(2) 他部門運用（J Aに限り適用）	
共通	資産精査実施にかかるストレステスト後自己資本比率（J Aに限り適用）	8%未満 （資産精査実施にかかるストレステストの具体的な方法は、J Aバンク健全化要綱で定める）

- 信用事業にかかる残高・損益・経営指標・資産の健全性に大きな変化が明らかである場合
  - 行政検査・会計監査人監査における指摘や、事故・不祥事等があり、「財務に関する報告」の信頼を失うような事態が生じた場合
  - 行政検査を拒否した場合
- ・資産精査の実施基準等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（J Aについては、J Aバンク健全化要綱において定める。）

## J A・信連の業務執行体制に関する報告等

### 1 業務執行体制に関する報告（体制整備モニタリング等）

J A・信連は、業務執行体制の整備状況に関する事項として、以下の資料等について、J Aは信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）経由で、信連は直接農林中金あて提出・報告する。

<b>体制整備状況</b>	<p>○ 内部監査体制、事務リスク管理体制、貸出・審査体制、余裕金運用体制、リスク管理体制、法令等遵守状況 等に関するもの。</p> <p>※ J Aにおいては、J Aバンク健全化要綱に定める体制整備基準にかかる体制整備計画・整備状況について、信連等の実査結果を踏まえ報告する。</p>
<b>行政検査・会計監査人の指摘事項等</b>	<p>行政庁命令または以下の指摘事項等があった場合、その旨を速やかに報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資金運用体制やリスク管理体制等の体制上の問題に関するもの</li> <li>・ 法令等遵守状況に関するもの</li> <li>・ 自己査定の適正性に関するもの</li> </ul>
<b>不祥事等</b>	<p>不祥事等（重大な係争案件を含む）が発生・発覚した場合は、レベル格付・要改善J A制度（不祥事点検基準）への該当有無を含め、その旨を速やかに報告する。</p> <p>※ J Aにおいては、J Aバンク健全化要綱に定める不祥事点検基準にかかる再発防止策・取組状況について報告する。</p>
<b>会計監査人</b>	<p>○ 会計監査人が退任する場合、退任時期、退任理由および後任の会計監査人等※の選任の状況を速やかに報告する。</p> <p>○ 会計監査人からの会計監査報告を速やかに報告する。限定付適正意見・不適正意見・意見不表明の会計監査報告を受けた場合は、その要因等についても報告する。</p>

※ 農業協同組合法に定める一時会計監査人の職務を行うべき者を含む。

- ・ 報告を求める事項・提出期限等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（J Aについては、J Aバンク健全化要綱において定める。）
- ・ 上記にかかわらず個別に報告・調査を求める場合、農林中金は中央本部に付議する。

### 2 業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング等）

- (1) 「業務執行体制に関する報告」に基づき、以下の実施基準に該当し、かつ、農林中金が実査対象として決定したJ A・信連は、農林中金が信連と連携して行う（実査対象が信連の場合、農林中金が行う）実査に応じる。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 不祥事等が発生・発覚した場合</li> <li>➤ 行政検査・会計監査人監査で重大な指摘を受ける等、「業務執行体制に関する報告」の内容に後日疑義が生じた場合</li> <li>➤ 法令または定款により会計監査人を置くべきJ A・信連が会計監査人を欠いた後速やかに会計監査人等を選任しない場合</li> <li>➤ 会計監査人から限定付適正意見・不適正意見・意見不表明の会計監査報告を受けた場合</li> </ul> |
|--|

- ・ 業務執行体制にかかる実査の実施基準等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（J Aについては、J Aバンク健全化要綱において定める。）

- (2) J Aは、信連等が「業務執行体制に関する報告」の点検・判定のため行う毎年度の常例の実査に応じる。

## 別紙 2 - 1

### 指定基準と経営改善取組内容（財務）

#### 1 レベル格付

別紙 1 - 1 の報告をもとに、以下の基準に該当する J A ・信連は、対応するレベル格付に応じた経営改善策を実行する。

指定格付	指定基準	改善目標期間
レベル 1	要改善 J A（経営点検基準）指定後 2 年経過しても改善の目処が立たない場合	2 年以内に、要改善 J A 指定を受けるに至った指定基準に該当しない状態に改善
	行政庁から早期警戒制度（持続可能な収益性と将来にわたる健全性）に基づく業務改善命令を受けた場合	業務改善計画において定める期間
	実質自己資本比率※ 6 % 以上～ 8 % 未満	2 年以内に、格付を解消する水準に改善
レベル 2	当該事業年度の末日の自己資本比率が 8 % 未満となる蓋然性が高く、かつ経営悪化や破綻に至る蓋然性が高い J A	1 年以内に、事業再編にかかる契約について J A 総会決議により承認を受ける
	実質自己資本比率 4 % 以上～ 6 % 未満	1 年以内に、レベル 1 の水準に改善
レベル 3	レベル 1 ・ 2 指定 J A が改善目標期間内に経営改善せず、今後も経営改善が困難と見込まれる場合	組織統合（信連・農林中金への事業譲渡等）を 6 か月以内に（経営破綻の場合は直ちに）実行
	実質自己資本比率 4 % 未満	

※実質自己資本比率は、農業協同組合法に基づく最終事業年度の末日の自己資本の額から中央本部で審議のうえ経営管理委員会で決定した項目を控除して算定する。資産精査実施先については資産精査の結果を踏まえた実質自己資本比率を採用する。

- ・ レベル格付の指定を受けた J A ・信連は、別紙 3 により資金運用範囲の制限を行う。
- ・ 指定を受けた J A ・信連は、経営悪化や破綻を未然に防止するため、以下の経営改善策に取り組む。
  - <経営改善取組内容>
    - 経営管理の強化
    - 増資・内部留保積上げ等の自己資本増強
    - 不良資産の処理等の財務健全化
    - 経費削減等による収支改善 等
- ・ 指定を受けた J A ・信連は、農林中金が外部専門家と連携して行うガバナンスの有効性にかかる調査に応じるものとし、調査結果を踏まえて農林中金が必要と判断する場合は、ガバナンスの再構築に取り組む。この際、J A ・信連は、自ら必要とする場合に、外部からの役員等派遣を中央本部に対し要請することができる。

#### 2 要改善 J A（経営点検基準）

別紙 1 - 1 の報告をもとに、以下の基準に該当する J A は経営改善に取り組む。

指定基準	改善目標期間
○ 要改善 J A 指定にかかるストレステスト後自己資本比率 8 % 未満 （要改善 J A 指定にかかるストレステストの具体的な方法は、J A バンク健全化要綱で定める）	経営改善計画において定める期間

- ・ 要改善 J A の指定にあたっては、農林中金は信連等と事前協議を行う。
- ・ 指定を受けた J A は、経営改善計画を、農林中金との協議により策定し経営改善に取り組む。

#### （共通）

- ・ 当該事業年度の末日に上記の実質自己資本比率にかかるレベル 1 ・ 2 指定基準または要改善 J A の指定基準に該当する蓋然性が高い J A について、農林中金は指定を行い、早期に指導を行うことができる。
- ・ 上記の指定基準、経営改善取組内容等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（J A については、J A バンク健全化要綱において定める。）
- ・ 農林中金は、J A バンク会員にかかる経営状況、経営の点検結果その他指導を行う上で必要とする事項について、信連その他必要と認めるものに開示することができる。

## 指定基準と経営改善取組内容（業務執行体制）

### 1 レベル格付

別紙 1 - 2 の報告により以下の指定基準に該当する J A ・ 信連は、対応するレベル格付に応じた経営改善策を実行する。

指定格付	指定基準	
レベル 1	資金運用体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 体制整備基準のうち資金運用体制の項目が未整備</li> <li>○ 行政庁から信用事業にかかる業務改善命令等（資金運用体制）を受けた場合</li> </ul>
	不祥事点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「要改善 J A（不祥事点検基準）」指定後に策定される再発防止策で定める期間において改善の目処が立たない場合</li> <li>○ 再発 J A において、「要改善 J A（不祥事点検基準）」指定要件に該当する信用事業での不祥事件が新たに発生した場合（注 1） ※再発 J A とは、要改善 J A 指定後の再発防止策取組期間中または解除後 3 年以内に、指定基準に該当する信用事業での不祥事件（不祥事件の開始日が当該再発防止策の取組開始日以降のもの）が発生し、外部指摘で発覚した J A とする。</li> <li>○ 信用事業に権限を有する役員が関与する不祥事件（子会社含む。以下同じ）または役員が関与する信用事業での不祥事件が発生した場合（注 2） ※ただし、共済事業のみの不祥事件であって、J A バンク基本方針に基づく指導と同等の指導が行われる場合にはレベル格付の指定対象外とする。（注 3）</li> <li>○ J A ・ 信連に関連する業務において役員が金融商品取引法に違反した場合（注 4）</li> </ul>
	体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「要改善 J A（体制整備基準）」指定後に策定される体制整備計画で定める期間において改善の目処が立たない場合</li> </ul>
	会計監査	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法令または定款により会計監査人を置くべき J A ・ 信連が会計監査人を欠いた後速やかに会計監査人等を選任しない場合</li> <li>○ 会計監査人から、不適正意見・意見不表明の会計監査報告を受けた場合</li> </ul>
レベル 2	○ レベル 1 指定後 2 年経過しても、格付解除の目処が立たない場合	
レベル 3	○ 経営継続に支障を来す重大な問題あり	

（注 1）本基準において「新たに」とは再発 J A に該当し初めて策定した再発防止策の取組浸透期間（6 か月）の経過後に、当該不祥事件の開始日があることをいう。

（注 2）信用事業に権限を有する役員には、信用事業の内部統制に関与する観点からリスク管理担当役員を含めるものとする。

（注 3）J A バンク基本方針に基づく指導と同等の指導とは「J A 共済不祥事件措置基準」に基づく指導とする。レベル格付の指定対象外としたものは要改善 J A に指定する。

（注 4）J A ・ 信連に関連する業務は、J A ・ 信連の業務またはその役職員であることを前提に就任する関連団体の業務をいう。関連団体は、J A ・ 信連が出資を行うまたは会費を支出する法人とし、その子会社も含める。金融商品取引法に違反した場合とは、刑事罰・過料・課徴金が科された場合をいう。

- ・ レベル格付の指定を受けた J A ・ 信連は、別紙 3 により資金運用範囲の制限を行う。
- ・ レベル 3 の指定を受けた J A ・ 信連は、組織統合（信連・農林中金への事業譲渡等）を 6 か月以内に（経営破綻の場合は直ちに）実行する。
- ・ 指定を受けた J A ・ 信連は、経営悪化や破綻を未然に防止するため、農林中金との協議により、以下の経営改善策を策定し取り組む。

#### <経営改善取組内容>

- 相互けん制機能強化等、資金運用体制の整備・見直し、会計監査人から無限定適正意見の会計監査報告を受ける 等
- ・ 指定を受けた J A ・ 信連は、農林中金が外部専門家と連携して行うガバナンスの有効性にかかる調査に応じるものとし、調査結果を踏まえて農林中金が必要と判断する場合は、ガバナンスの再構築に取り組む。この際、J A ・ 信連は、自ら必要とする場合に、外部からの役員等派遣を中央本部に對し要請することができる。

## 2 要改善 J A（不祥事点検基準・体制整備基準）

別紙 1－2 の報告により、以下の基準に該当した J A は、経営改善に取り組む。

	指定基準
要改善 J A （不祥事点検基準）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 不祥事が発生し以下の不祥事点検基準に該当               <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織性、隠蔽、長期間、反復、多額等</li> </ul> </li> <li>○ 行政庁から信用事業にかかる業務改善命令等（資金運用体制以外）を受けた場合</li> </ul>
要改善 J A （体制整備基準）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 体制整備基準（資金運用体制以外）の項目が未整備</li> </ul>

- ・ 要改善 J A の指定にあたっては、農林中金は信連等と事前協議を行う。
- ・ 指定を受けた J A は、要改善 J A（不祥事点検基準）にあつては再発防止策、要改善 J A（体制整備基準）にあつては体制整備計画を、農林中金との協議により策定し経営改善に取り組む。

※ レベル格付および要改善 J A の指定にあたり、別紙 1－2 の報告（体制整備モニタリング）において体制整備基準項目の未整備が確認された場合、指定まで 6 か月間の猶予期間を設ける。この間、該当 J A は速やかに体制整備に取り組む。

### （共通）

- ・ 上記の指定基準、経営改善取組内容、経過措置等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（J A については、J A バンク健全化要綱において定める。）
- ・ 農林中金は、J A バンク会員にかかる経営状況、経営の点検結果その他指導を行う上で必要とする事項について、信連その他必要と認めるものに開示することができる。

## 資金運用制限の内容

別紙2-1・2-2により、レベル格付に指定されたJA・信連は、原則以下の資金運用制限を行い、信連・農林中金と月次資金協議を行って運用する。

### 1 JA

		運用対象
レベル1	貸出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地公体向け貸出</li> <li>・地公体外郭団体（地公体が保証あるいは損失補償を行う先）に対する貸出</li> <li>・国・地公体の保証・損失補償付き組合員向け貸出（短期つなぎ資金を含む）</li> <li>・自組合貯金担保、共済担保、有価証券担保貸出</li> <li>・その他JAバンク健全化要綱で定める保証・担保付き貸出</li> </ul>
	有価証券	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国債 地方債 政府保証債</li> <li>・農林債券</li> <li>・既存の有価証券は、ロスカット水準を設定し、損失を拡大させずに処分する。</li> </ul>
レベル2 レベル3	貸出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規資金運用は信連・農林中金への預け金に限定する。</li> <li>※ただし、以下を除く</li> <li>・自組合貯金担保貸出</li> <li>・国・地公体の保証・損失補償付き組合員向け貸出（短期つなぎ資金を含む）</li> <li>・その他JAバンク健全化要綱で定める保証・担保付き貸出</li> </ul>
	有価証券	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の有価証券は、ロスカット水準を設定し、損失を拡大させずに処分する。</li> </ul>

### 2 信連

		運用対象
レベル1		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新規運用は、正常先または優良担保保証付案件への貸出や、公共債等の低リスク銘柄への投資に限定。</li> <li>○ 運用総枠、業種別・格付別シーリング、与信期間等の設定。</li> <li>○ ロスカットルールの厳格化。</li> </ul>
レベル2 レベル3		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新規与信行為の停止。</li> </ul>

#### (共通)

- ・ 次期決算期までに、事業再編または組織統合を行うこと、経営改善・資本注入により当該レベル区分以上に自己資本比率が改善すること、資金運用体制にかかる体制整備基準に基づく問題解消が確実な場合、または再発防止策（体制整備計画）の着実な実践により問題解消が確実な場合、特定の地域に限定された信用事業に権限を有する役員が関与する不祥事件または役員が関与する信用事業での不祥事件の場合には、運用内容を厳格に月次精査することを条件に、資金運用制限の一部または全部の適用を、一時留保・修正することができる。
- ・ 係争案件等を抱えるケースで、十分な対策が事前に用意できている場合には、運用内容を厳格に月次精査することを条件に、資金運用制限の適用を一時留保することができる。
- ・ その他、JAにおいて、資金運用制限の適用を留保することができる場合の取扱い等については、JAバンク健全化要綱で定める。
- ・ 資金運用制限適用の一時留保・修正については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定する。

## 別紙 4

# 指定支援法人によるレベル格付 J A ・ 信連にかかる 支援策と支援の前提条件

レベル格付の指定を受けた J A ・ 信連が、経営改善を実施するうえで、指定支援法人による支援を受ける場合、以下の前提条件を充足しなければならない。

レベル格付と活用可能な支援策	支援供与水準 (以下の範囲内で事案毎に中央本部で審議)	支援の前提条件
利子補給 (レベル 1~3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象となる借入れ: 貯払い資金または事業再編もしくは組織統合に必要な資金の農林中金または信連からの借入れ</li> <li>○期間: 10 年以内</li> <li>○利子補給率: 1 %以内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○経営責任の明確化を行うこと</li> <li>○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること</li> </ul>
債務保証 (レベル 1~3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象となる借入れ: 利子補給と同じ</li> <li>○期間: 10 年以内</li> <li>○保証割合: 100%以内</li> <li>○保証料率: 0.1%以内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○利子補給と同じ</li> </ul>
資本注入	事業再編型 (レベル 1~3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○レベル 1、2 J A については、J A の理事会または経営管理委員会において事業再編を行う方針を指定後 1 年以内に決定すること</li> <li>○10 年以内に確実に消却原資を確保するための実効的な計画を策定すること</li> <li>○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること</li> </ul>
	緊急支援型 (レベル 2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一次支援: 経営悪化や破綻の蓋然性が消失する水準</li> <li>○二次支援: 事業再編を行うために必要かつ相当な金額</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「当該事業年度の末日の自己資本比率が 8 % 未満となる蓋然性が高く、かつ経営悪化や破綻に至る蓋然性が高い J A」としてレベル 2 の指定を受けること</li> <li>○一次支援を行う場合: J A の理事会または経営管理委員会において、事業再編にかかる契約について J A 総会決議による承認を指定後 1 年以内に受ける方針および自己責任を果たす方針を決定すること</li> <li>○二次支援を行う場合: <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業再編にかかる契約について J A 総会決議による承認を指定後 1 年以内に受けること</li> <li>・ 自己責任を果たすこと</li> <li>・ 10 年以内に確実に消却原資を確保するための実効的な計画を策定すること</li> <li>・ 中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること</li> </ul> </li> </ul>
	自力再建型 (レベル 1~2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自己資本比率 4 % 超 10% までの範囲内</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○責任ある経営体制を確立すること</li> <li>○以下について実効的な経営改善策を策定すること <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10 年以内に確実に消却原資を確保すること</li> <li>・ 注入する資本控除後の実質自己資本比率を経営改善の開始後 5 年以内に 8 % 以上に改善すること</li> </ul> </li> <li>○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること</li> </ul>

資金贈与	費用助成 (レベル1~3)	○助成対象: J A 信用事業譲渡を円滑に進めるために必要かつ相当な費用(継続的に発生する費用に対する助成は5年間を上限)	○利子補給と同じ
	財務支援・事業再編型 (レベル1~3)	○事業再編または組織統合を行うために必要かつ相当な金額	○レベル1、2 J Aについては、J Aの理事会または経営管理委員会において事業再編を行う方針を指定後1年以内に決定すること ○破綻処理3原則(減資、経営責任の追及、組織の消滅)に準じた対応を行うこと(貯保法を適用する破綻処理の場合には破綻処理3原則を遵守) ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
	財務支援・緊急支援型 (レベル2)	○一次支援: 経営悪化や破綻の蓋然性が消失する水準 ○二次支援: 事業再編を行うために必要かつ相当な金額	○「当該事業年度の末日の自己資本比率が8%未満となる蓋然性が高く、かつ経営悪化や破綻に至る蓋然性が高いJ A」としてレベル2の指定を受けること ○一次支援を行う場合: J Aの理事会または経営管理委員会において、事業再編にかかる契約についてJ A総会決議による承認を指定後1年以内に受ける方針および破綻処理3原則に準じた対応を行う方針を決定すること ○二次支援を行う場合: ・事業再編にかかる契約についてJ A総会決議による承認を指定後1年以内に受けること ・破綻処理3原則に準じた対応を行うこと ・中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
損害担保	事業譲渡型 (レベル1~3)	○対象債権: J A 信用事業譲渡を円滑に進めるために損害担保を付すことが必要と認められる農業または関連産業向け貸付け ○補償額: 譲受時の残元本の毀損額の50%以内 ○対象債権から回収益が発生した場合、その50%以上を指定支援法人に納付 ○期間: 10年以内	○利子補給と同じ ○責任ある事業運営体制を確立すること ○事業譲渡による抜本処理が最適であると判断されること
	一部事業譲渡型※ (レベル1~2)		

※ 一部事業譲渡型: J Aにおける農業者向け取引の一部を信連・農林中金に譲渡し、地域農業基盤の維持・強化の観点から、一定の時間をかけながら債務者管理・経営改善支援をより適切に行う場合

- ・ 支援の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。(J AについてはJ Aバンク健全化要綱において定める。)
- ・ 中央本部の審議を経る計画には、具体的な経営改善策または組織統合の内容を盛り込む。
- ・ 農水産業協同組合貯金保険法に基づく資金援助を補完するため、債務保証、資本注入(事業再編型)、資金贈与(財務支援・事業再編型)を活用することができる。
- ・ J Aバンク全体の信用秩序を維持する上で緊急かつ必要やむを得ないと認めた場合には、例外的な取扱いができるものとし、その実施については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定する。

## 別紙 5 - 1

### 会計監査人監査に代わる調査

以下の実施基準に該当し、かつ農林中金が調査対象として決定した J A は、会計監査人を置く旨の定款の定めを設けるまでの間、以下の調査に応じる。

○各事業年度の開始の時ににおいて農業協同組合法施行令第 22 条第 1 項に定める規模に達しておらず、かつ当該事業年度に開催される通常総会の時点で会計監査人を置く旨の定款の定めを設けていない J A

#### <調査の内容>

- 計算書類等の正確性の検証
  - 内部管理態勢の有効性の検証
  - 会計監査人の設置その他の経営基盤の強化（事業再編を含む。）についての J A 代表理事との協議
- ・調査の具体的な内容等については、J A バンク 健全化要綱において定める。

## 事業再編選択 J A にかかる本方針の適用ならびに 指定支援法人による支援策と支援の前提条件

### 1 本方針の適用

(1) 事業再編選択 J A については、Ⅲの 7 (2) および別紙 5 - 1 を下表のとおり読み替えて適用する。

読み替える 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
Ⅲの 7 (2)	(1) に該当しない J A は、会計監査人を置く旨の定款の定めを設けるよう努める。また、当該 J A は、	(1) に該当しない事業再編選択 J A は、
	当該定款の定めを設けるまでの間	事業再編が完了するまでの間
別紙 5 - 1	<調査の内容> ▶ 計算書類等の正確性の検証 ▶ 内部管理態勢の有効性の検証 ▶ 会計監査人の設置その他の経営基盤の強化（事業再編を含む。）についての J A 代表理事との協議	<調査の内容> ▶ 計算書類等の正確性の検証 ▶ 事業再編の進捗状況の確認

(2) 別紙 2 - 2 にかかわらず、事業再編選択 J A については、別紙 1 - 2 の報告において内部監査体制または資金運用体制（貸出・審査体制）のうち J A バンク健全化要綱において定める項目が未整備であっても、事業再編が完了するまでの間指定を行わない。

### 2 活用可能な支援策と支援の前提条件等

事業再編選択 J A が、指定支援法人による支援を受ける場合、以下の前提条件を充足しなければならない。

活用可能な 支援策	支援供与水準 (以下の範囲内で事案毎に 中央本部で審議)	支援の前提条件
資金贈与 (費用助成)	○助成対象：事業再編による経営基盤強化を円滑に進めるために必要かつ相当な費用（継続的に発生する費用に対する助成は 3 年間で上限）	○事業再編にかかる契約について J A 総会決議による承認を受けること ○事業再編による経営基盤強化の計画を策定し実践すること

- ・ 支援の具体的な内容については、J A バンク健全化要綱において定める。
- ・ 事業再編選択 J A が再編成希望 J A に該当しかつ再編成希望 J A にかかる支援の前提条件等を充足する場合、この支援策と重複して再編成希望 J A にかかる支援を受けることができる。

## 別紙 6

# 指定支援法人による再編成希望 J A にかかる 支援策と支援の前提条件

再編成希望 J A が、指定支援法人による支援を受ける場合、以下の前提条件を充足しなければならない。

### 1 支援対象と活用可能な支援策

支援対象	活用可能な支援策
レベル格付の指定を受けていない再編成希望 J A	利子補給、債務保証、資金贈与（費用助成）、損害担保

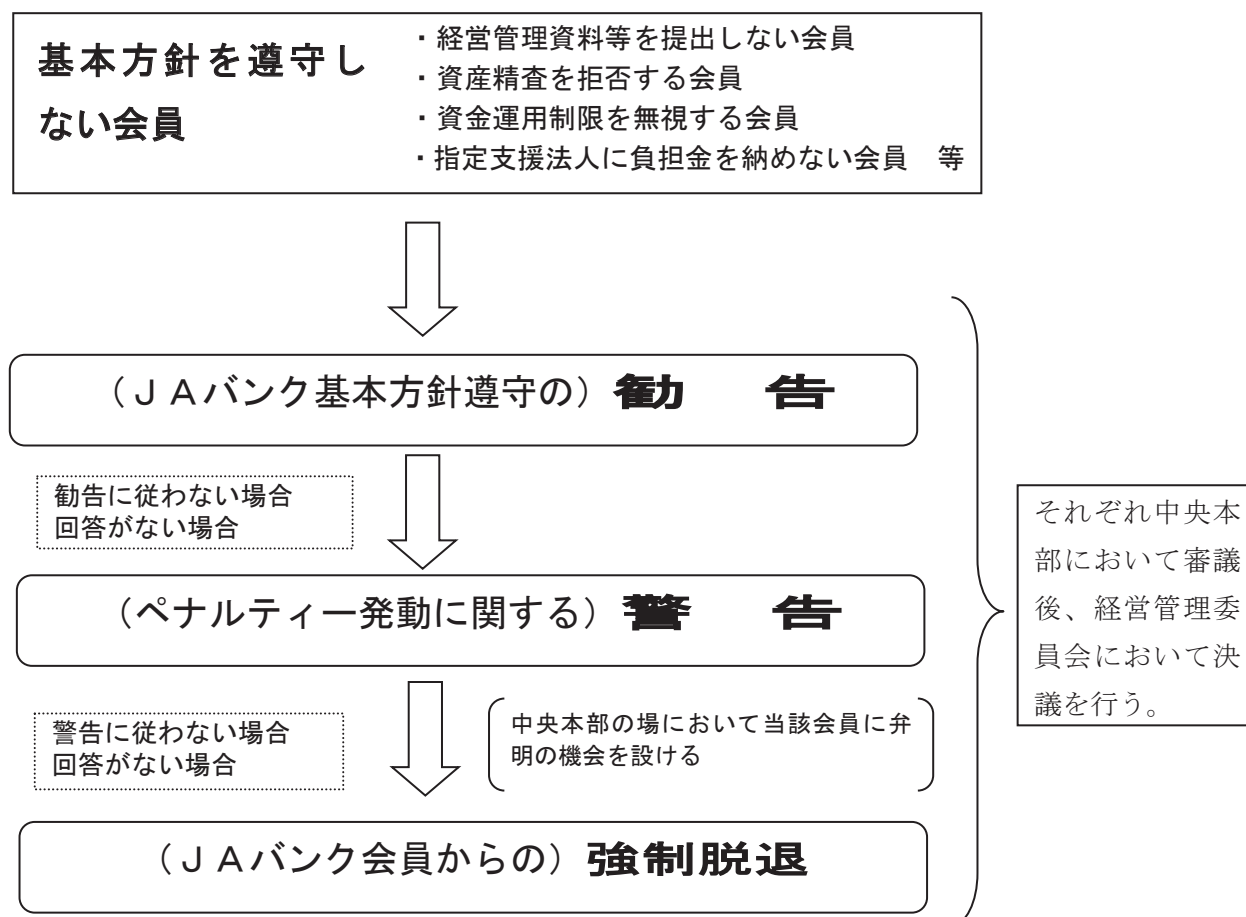
### 2 支援の前提条件等

支援策	支援供与水準 (以下の範囲内で事案毎に 中央本部で審議)	支援の前提条件
利子補給	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象となる借入れ: J A 信用事業譲渡に必要な資金の農林中金または信連からの借入れ</li> <li>○期間: 10 年以内</li> <li>○利子補給率: 1 %以内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○営農・経済事業に注力することを目的とした J A 信用事業譲渡の計画を策定し実践すること</li> </ul>
債務保証	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象となる借入れ: 利子補給と同じ</li> <li>○期間: 10 年以内</li> <li>○保証割合: 100%以内</li> <li>○保証料率: 0.1%以内</li> </ul>	
資金贈与 (費用助成)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○助成対象: J A 信用事業譲渡を円滑に進めるために必要かつ相当な費用（継続的に発生する費用に対する助成は5年間を上限）</li> </ul>	
損害担保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象債権: J A 信用事業譲渡を円滑に進めるために損害担保を付すことが必要と認められる農業または関連産業向け貸付け</li> <li>○補償額: 譲受時の残元本の毀損額の 80%以内</li> <li>○対象債権から回収益が発生した場合、その 80%以上を指定支援法人に納付</li> <li>○期間: 10 年以内</li> </ul>	

・支援の具体的な内容については、J A バンク 健全化要綱において定める。

## 基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）

J Aバンク全体の信頼性を確保するため、本方針を遵守しない会員に対し、以下のとおり、農林中金は遵守の勧告・ペナルティー措置の発動に関する警告を行い、これを経てなお改善が認められない場合には、J Aバンク会員からの強制脱退措置を講じるものとする。



### 【強制脱退の効果】

- 1 「J Aバンク会員名簿」からの削除
- 2 「J Aバンク」商標の使用禁止
- 3 指定支援法人の支援対象からの除外 等

# 参考

## 運営協議会委員名簿

(任期 令和8年4月1日～令和11年3月31日)

(順不同敬称略)

### 豊川中事業所

河合 宏尚  
大井 敏功  
大井 浩  
鈴木 直樹  
小林 篤史  
前田 元治  
佐藤 幹弘  
地宗 良高  
宮地 恵子  
岩瀬 和志  
林 司  
岡田 育子  
彦坂 行典  
鈴木 修  
土方 敏由  
大井 達彦  
北川 吟子

### 豊川東事業所

安藤 憲史  
田口 秀和  
山本 敬  
小林 真二  
大須賀 正佳  
山口 勉  
杉山 邦彦  
近藤 透  
高橋 篤史  
井上 典洋  
村川 和弘  
山下 龍夫  
岡本 武志

林 泉  
外山 誓子

### 豊川西事業所

寺部 凶志彦  
柳瀬 正一  
大竹 徳子  
佐野 幸治  
伊藤 教雄  
細井 文雄  
岡田 寛  
岡田 吉雄  
山本 義數  
神谷 隆行  
森田 正勝  
白井 晃  
山口 直宏  
佐竹 政利  
城処 和夫  
鈴木 泰  
村上 恵子  
夏山 千代  
佐原 幸子

### 一宮事業所

今泉 教夫  
野澤 辰美  
三石 恵里  
牧野 文夫  
牧野 真吾  
富安 由美  
小野田 泰博  
近田 貴

福井 邦仁  
岸川 浩之  
清水 由美子  
藤本 嗣雄  
今泉 京子  
鈴木 英之  
林 浩明  
富永 陽市  
小山 民生  
大谷 佳伸  
内藤 宏  
杉江 繁宏  
戸河里 長知  
山本 貴子  
白井 明子

### 音羽事業所

磯野 一則  
鈴木 友仁  
山本 芳郎  
別所 敬子  
大林 充始  
細井 節郎  
仲神 哲也  
平松 和江  
近藤 秀之  
稲葉 健仁  
堀内 悦子  
中村 敏明

### 御津事業所

加藤 泰男  
中西 昌幸

平野 尋一  
中田 典秀  
榊原 秀人  
波多野 喜啓  
渡邊 宏修  
山口 雅子  
下須賀 敏彦  
尾藤 正芳  
山田 愛子  
大河原 一巳  
岩瀬 達也  
平松 常男  
鈴木 忠利  
木下 佐知子  
大須賀 淳子

### 小坂井事業所

白井 心み代  
小林 孝雄  
小澤 和文  
高橋 聖吏  
丸山 基成  
成田 成寿  
藤島 則枝  
高田 幸夫  
中西 隆浩  
星野 貴彦  
神谷 英行  
太田 知希  
中村 直子  
竹尾 美代子

# 総代名簿

(任期 令和8年4月20日～令和11年4月19日)

(順不同敬称略)

## 豊川中事業所

佐野川 恭任  
伊藤 宏明  
河合 孝佳  
伊藤 絢哉  
河合 淳子  
河合 智子  
河合 宏尚  
大井 敏功  
大井 浩  
大井 敏弘  
山口 健之  
大井 秀也  
山口 重徳  
山口 真司  
日恵野 克好  
山口 和子  
大井 郁子  
鈴木 直樹  
小澤 正剛  
小林 篤史  
片岡 成敏  
林 育代  
田中 成江  
前田 元治  
井上 美智子  
尾藤 香  
佐藤 幹弘  
宮道 高元  
宮地 恵子  
山口 敏弥  
山口 良久  
小林 幸浩  
大竹 政久

井上 祐一  
山脇 稔弘  
赤川 一雄  
岩瀬 和志  
石黒 哲立  
山口 章  
酒井 ひろ子  
豊田 泰彰  
鳥山 彰  
林 司  
鈴木 正友  
石黒 賢次  
足立 節子  
内藤 昌浩  
宮田 厚司  
小玉 豊  
岡田 育子  
彦坂 行典  
渡辺 博光  
鈴木 修  
外山 廣志  
柴田 好久  
宮田 憲司  
中村 享詳  
山口 泰久  
佐野 賢子  
山口 修司  
鈴木 繁子  
鈴木 利代  
加藤 守  
山本 泉  
土方 敏由  
土方 章雄  
今泉 朋久  
大井 達彦

安藤 裕二  
大井 年弘  
北川 恵治  
若林 成幸  
市川 秀清

## 豊川東事業所

安藤 憲史  
荒井 稚仁  
黄木 亮  
藤原 一也  
田口 秀和  
小林 厚仁  
辻村 孝廣  
辻村 照子  
山田 武  
山田 絹子  
櫻井 敏勝  
櫻井 八重子  
櫻井 敬祐  
山本 敬  
小林 真二  
中山 正弘  
大須賀 正佳  
天野 真光  
天野 広一  
市川 久志  
内藤 友由  
中山 峰子  
外山 久代  
豊田 浩司  
山口 勉  
山口 範武  
杉山 邦彦

福田 隆紳  
山本 充邦  
杉本 重文  
福田 和弘  
下谷 由紀子  
豊田 年久  
山本 哲久  
山本 政栄  
近藤 透  
林 泉  
林 善子  
贄 聖  
井上 邦明  
高橋 篤史  
白井 智尚  
中村 俊幸  
井口 平  
加藤 芳和  
鈴木 京子  
鈴木 貴美子  
白井 善郎  
安藤 憲生  
近藤 英三  
井上 典洋  
堀内 秀雄  
小林 孝浩  
岩原 秀臣  
村川 和弘  
石黒 富士雄  
松井 良久  
松井 秀之  
松井 敏之  
中尾 益大  
山下 龍夫  
小野田 啓二

柳瀬 嘉子

豊川西事業所

寺部 凶志彦  
山田 修二  
柳瀬 正一  
榎田 秀生  
夏目 輝夫  
白井 啓夫  
白井 良和  
若山 重成  
大竹 徳子  
菅沼 勝博  
山口 雄也  
井上 邦彦  
菅沼 幸子  
佐野 和彦  
佐野 稔也  
佐野 智彦  
鈴木 章夫  
佐野 幸治  
佐野 宏之  
伊藤 浩巳  
鈴木 秀司  
伊藤 貴子  
佐野 康彦  
伊藤 教雄  
星川 茂代  
星川 寛子  
内藤 健太  
小島 久子  
小島 千代美  
細井 文雄  
山本 元春

松野 義太郎  
曾田 昌代  
竹川 滋子  
鈴木 みきよ  
鈴木 英男  
岡田 浩二  
岡田 康雄  
鈴木 勲  
彦坂 明洋  
岡田 早苗  
岡田 寛  
岡田 吉雄  
藤井 靖裕  
神谷 よし子  
寺部 定夫  
山本 正代  
木村 敏夫  
清水 千津江  
中根 由晴  
山本 守  
山本 義數  
大場 孝和  
神谷 隆行  
岩瀬 一比古  
森田 正勝  
白井 晃  
久世 敏之  
久世 孝文  
榎本 雅紀  
久世 正平  
原田 富雄  
伊藤 和雄  
平松 成文  
平松 宏文  
山口 直宏

佐竹 政利  
夏山 千代  
白井 精一  
村上 恵子  
城処 和夫  
石黒 啓司  
小林 昌晴  
飛田 幹夫  
山口 陽子  
稲垣 和美  
鬼頭 敬久  
鈴木 泰  
井上 和正  
太田 栄一  
織田 佳代子  
近藤 忠良  
杉原 徹  
平松 やすみ

一宮事業所

権田 正利  
野澤 伸  
原瀬 寛子  
長谷川 孝典  
今泉 教夫  
今泉 清将  
金田 安博  
野澤 辰美  
足木 康夫  
村田 和彦  
白木 公男  
三石 恵里  
夏目 利恵子  
牧野 文夫

牧野 真吾  
近田 泰寛  
三浦 恵史  
牧野 俊也  
野沢 晴茂  
贅 直道  
三浦 博之  
金田 雅志  
長谷川 晃  
青木 芳征  
柿田 芳克  
柿田 昌宏  
加藤 仁敬  
小山 和也  
杉原 秀和  
富安 基方  
富安 明  
野澤 昌立  
村田 きみ子  
山崎 勝久  
富安 由美  
小野田 泰博  
中野 誉子  
近田 貴  
福井 邦仁  
岸川 浩之  
清水 由美子  
岸川 弥隆  
長坂 由美子  
松倉 敬明  
白井 隆義  
丸山 将由  
加藤 徳男  
白井 陽子  
村澤 喜代美

(順不同敬称略)

遠山 剛世  
 小林 正直  
 前田 玲子  
 小林 明  
 今泉 直弘  
 今泉 直維  
 戸河里 長知  
 三浦 昌俊  
 近田 寛次  
 藤本 嗣雄  
 近田 叔子  
 近田 義之  
 今泉 利一  
 中村 久幸  
 嶋田 敏男  
 今泉 勇一  
 菅沼 恵美子  
 清水 正博  
 林 浩二  
 今泉 京子  
 鈴木 英之  
 林 浩明  
 神谷 智秀  
 田中 敢  
 鈴木 徳子  
 仲柴 喜弘  
 鈴木 英之  
 向坂 武義  
 加藤 保和  
 加藤 義明  
 小嶋 成令  
 細井 正純  
 富永 陽市  
 加藤 勝之  
 宇野 しげ子

小山 民生  
 小林 勉  
 渡邊 宏隆  
 長坂 利子  
 長坂 佳美  
 長坂 満  
 長坂 祐司  
 大谷 佳伸  
 山本 泰  
 白井 保実  
 内藤 喜好  
 内藤 宏  
 杉江 繁宏  
 近藤 心じ彘  
 近田 和敏  
 榊原 重三  
 中村 忠夫  
 小嶋 雅文  
 竹生 佳永  
 川嶋 正子  
 牛田 千賀子

音羽事業所

高橋 吉一  
 河合 康治  
 金澤 重人  
 村田 昌志  
 佐竹 良宣  
 筧 登希義  
 石田 知秀  
 安藤 利明  
 鈴木 信一  
 石原 正子  
 磯野 一則

鈴木 友仁  
 山本 芳郎  
 永谷 博  
 伊藤 章広  
 権田 博章  
 大林 貞  
 細井 信子  
 定盛 俊男  
 鈴木 敏文  
 伊藤 利和  
 伊藤 充  
 細井 敬司  
 細井 保紀  
 井戸田 英敏  
 山口 光  
 清水 常次  
 平松 和江  
 松田 俊昭  
 松田 洋子  
 大林 充始  
 細井 節郎  
 仲神 哲也  
 石原 敏一  
 伊與田 博  
 伊與田 宏  
 中村 敏明  
 石原 幹也  
 権田 一弘  
 権田 金一  
 成瀬 礼  
 小早川 勝  
 仲田 昌弘  
 岡田 敏昭  
 堀内 立夫  
 堀内 克佳

御津事業所

羽田野 直行  
 山口 浩史  
 山口 八重子  
 中村 栄子  
 加藤 泰男  
 荒木 紀好  
 山口 久美男  
 大林 正司  
 山口 隆央  
 生田 智泰  
 川口 晴毅  
 小原 敏博  
 角谷 正男  
 数井 良光  
 近藤 和美  
 堀川 幸好  
 鈴木 博之  
 辻 尚徳  
 中田 典秀  
 平野 尋一  
 鳥井 清美  
 宇井 郁男  
 石黒 忠典  
 山口 純一  
 山口 勝彦  
 中西 昌幸  
 松浦 彦夫  
 北河 俊彦



# JA 綱領

## — わたしたち JA のめざすもの —

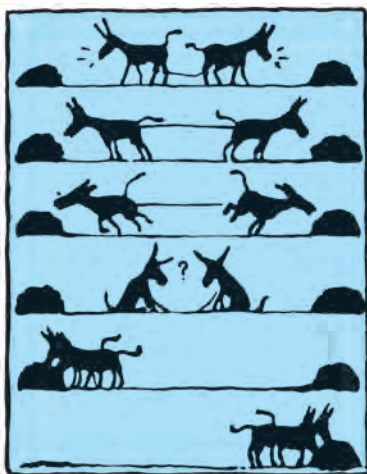
わたしたち JA の組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則(自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等)に基づき行動します。そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは、

- 1 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
- 1 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
- 1 JAへの積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
- 1 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、JAを健全に経営し信頼を高めよう。
- 1 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを目指そう。

## COOPERATION!



### 「協同」とは……？

この絵は、  
お互いがおいしいものにとびつこうとしました。  
でも、行き先・心もバラバラ。  
どうもうまくいきません。  
心をあわせ、力をあわせ……。  
ホラッ、ごらんのとおり——  
《協同》とは、こういうことなのです。  
力を心をあわせることの大切さを教えています。



## ひまわり農業協同組合

〒442-8517 豊川市諏訪1丁目1番地 TEL(0533)85-3171(代)